

決算特別委員会

平成30年9月18・19・20日

葛城市議会

決 算 特 別 委 員 会 (1 日 目)

1. 開会及び延会 平成30年9月18日(火) 午前9時36分 開会
午後5時00分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 下 村 正 樹
副委員長 西 井 覚
委 員 杉 本 訓 規
〃 梨 本 洪 珪
〃 奥 本 佳 史
〃 松 林 謙 司
〃 増 田 順 弘
〃 岡 本 吉 司

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席委員 議長 吉 村 優 子
議員 谷 原 一 安
〃 内 野 悦 子
〃 川 村 優 子
〃 藤 井 本 浩

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿 古 和 彦
副市長 松 山 善 之
教育長 杉 澤 茂 二
企画部長 飯 島 要 介
企画政策課長 高 垣 倫 浩
人事課長 前 村 芳 安
情報推進課長 板 橋 行 則
総務部長 吉 村 雅 央
総務財政課長 内 蔵 清
管財課長 早 田 幸 介
税務課長 米 田 匡 勝

収納促進課長	和田善弘
生活安全課長	竹本淳逸
市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事兼	
クリーンセンター所長	木村喜哉
市民窓口課長	西川嘉則
〃 主幹	増井朋子
保険課長	東錦也
人権政策課長	布施憲一
環境課長	庄田康則
産業観光部長	池原博文
農林課長	芝浩文
商工観光課長	吉田賢二
都市整備部長	増井良之
都市計画課長	安川博敏
保健福祉部長	巽重人
〃 理事	中井浩子
社会福祉課長	林本裕明
子育て福祉課長	井上理恵
こども・若者サポートセンター所長	川崎圭三
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	森井敏英
健康増進課長	岩永睦治
会計管理者	門口昌義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉村浩尚
〃	高松和弘
〃	山岡晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

認第1号	平成29年度葛城市一般会計決算の認定について
認第2号	平成29年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
認第3号	平成29年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
認第4号	平成29年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
認第5号	平成29年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について

- 認第6号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成29年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時36分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。連日いろいろな行事がございまして、体育祭のシーズンでございます。今後も幼稚園、また、小学校、中学校と運動会が続いてまいります。運動の秋といたしますか、その時期にきょうから3日間という予定で決算特別委員会を開きますので、皆さん方のご忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと思っております。よろしくお申し上げます。

委員外議員の紹介をいたします。谷原議員、川村議員のお二人の議員が委員外議員として出席していただいております。

また、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

ここで、決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認いたしたいと思っております。

まず、審査の順につきましては、お手元へ配付の決算特別委員会次第に記載の順で、1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法等については、お手元に配付の決算特別委員会の審査方法・日程、資料1のとおり、一般会計決算については、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分に対して質疑を行います。続いて、同様に3款及び4款、次に5款及び6款、そして、7款から歳出の最後までを行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。また、総括質疑は、市政全般にかかわるものとなりますようご注意ください。特別会計決算については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計決算については、歳入、歳出の順番で説明を受けますのでご了承ください。なお、審査日程については、審査状況により多少予定が前後する場合がありますが、その日の当初予定の費目まで行いたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、お手元に配付の決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2をごらんいただきます。1番から3番までは、先ほど説明させていただいたとおりでございます。続いて、2ページをごらんください。4番、質問項目は、1回につき3問までとします。質疑回数については原則2回まで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合などについては、委員長の判断のもと、この回数を超えて質疑を許可する場合がございます。5番、質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合は、これを優先いたします。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いいたします。7番、質問される場合は、決算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問していただきたいと思っております。8番、理事者側においては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、質問者がかわるごとに所属、役職名と

氏名を言っただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者については部長または担当課長をお願いいたします。

最後に、お手元に配付の決算特別委員会時間配分表、資料3をごらんください。委員会を進めるに当たっての時間配分の目安として、決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますので、委員はもちろん、理事者もご協力をお願いいたします。

以上のことについて何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ご意見ないようですので、そのように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、議案審査に移ります。

認第1号、平成29年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、歳出の1款議会費及び2款総務費の説明を求めます。

門口会計管理者。

門口会計管理者 おはようございます。会計管理者の門口でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成29年度一般会計の概要につきまして、お手元の歳入歳出決算書3ページの実質収支に関する調書により説明させていただきます。1,000円未満を四捨五入しておりますので、あらかじめご了承ください。

歳入総額150億5,732万9,000円、歳出総額147億840万2,000円でございます。歳入歳出差引額といたしまして3億4,892万7,000円の余剰金がございました。翌年度に継続費通次繰越額と繰越明許費繰越額を合わせて1億8,395万円を繰越いたしますので、実質収支額といたしましては1億6,497万7,000円でございます。

続きまして、歳入歳出決算書事項別明細書の歳出、1款、2款の説明を申し上げます。37ページをお開きください。なお、説明につきましては、備考欄に記載しておりますのでご了承賜りたいと存じます。左から款、項、目、予算現額、節、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考となっております。

1款議会費につきましては、全体で1億6,965万7,332円の支出でございます。1項1目議会費につきましては、主なものといたしまして、1節報酬6,553万1,000円、めくっていただきまして、14節使用料及び賃借料449万7,682円でございます。

続きまして、2款総務費につきましては、全体で17億1,282万7,908円の支出でございます。また、5億60万2,000円を繰越ししています。1項1目一般管理費につきましては6億1,633万8,142円でございます。主なものといたしましては、11節需用費972万5,226円、めくっていただきまして、13節委託料2,098万4,424円、19節負担金補助及び交付金1億98万9,719円でございます。

2目文書広報費につきましては1,045万2,971円でございます。主なものといたしましては、11節需用費743万9,830円でございます。

めくっていただきまして、3目会計管理費につきましては659万8,594円でございます。主なものといたしましては、11節需用費456万3,924円でございます。

4目財産管理費につきましては6,710万4,506円でございます。主なものといたしまして、

11節需用費2,604万1,627円、12節役務費1,125万9,569円、13節委託料2,789万6,442円でございます。

5目電子計算費につきましては5,266万8,014円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、14節使用料及び賃借料3,500万6,286円でございます。

6目地域情報化推進費につきましては2,385万1,983円でございます。主なものといたしまして、14節使用料及び賃借料1,253万916円でございます。

7目交通安全対策費につきましては2,759万3,100円でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費1,865万304円でございます。

8目自治振興費につきましては1億6,854万8,309円でございます。主なものといたしまして、11節需用費1,577万633円、めくっていただきまして、13節委託料7,765万1,839円、19節負担金補助及び交付金6,210万3,293円でございます。

9目企画費につきましては690万9,752円でございます。主なものにつきましては、19節負担金補助及び交付金376万4,000円でございます。

10目公平委員会費につきましては22万2,500円でございます。

11目防災行政無線管理費につきましては3億2,926万9,187円でございます。また、5億60万2,000円を繰越いたします。めくっていただきまして、主なものといたしまして、15節工事請負費3億2,833万1,880円でございます。

12目地方創生推進交付金事業費につきましては2,337万6,560円でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費1,490万4,000円でございます。

13目地方創生拠点整備交付金事業費につきましては5,737万7,160円でございます。主なものにつきましては、15節工事請負費4,747万6,800円でございます。

14目地方創生加速化交付金事業費につきましては36万5,909円でございます。

2項1目税務総務費につきましては1億3,154万4,895円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1,073万3,600円でございます。

めくっていただきまして、2目賦課徴収費につきましては3,281万4,301円でございます。主なものといたしましては、13節委託料1,135万8,337円、14節使用料及び賃借料1,110万2,277円でございます。

3目過年度支出金につきましては1,276万8,858円でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては7,031万874円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、13節委託料514万7,724円、19節負担金補助及び交付金987万6,040円でございます。

4項1目人権啓発費につきましては3,035万1,925円でございます。

めくっていただきまして、5項1目選挙管理委員会費につきましては51万3,221円でございます。

2目選挙啓発費につきましては3,876円でございます。

3目市議会議員選挙費につきましては2,277万7,970円でございます。主なものといたしまして、13節委託料419万1,313円、19節負担金補助及び交付金1,058万3,821円でございます。

めくっていただきまして、4目衆議院議員選挙費につきましては1,784万9,758円でございます。主なものといたしまして、13節委託料345万2,540円、18節備品購入費440万7,048円でございます。

6項1目統計調査総務費につきましては91万2,000円でございます。

2目基幹統計費につきましては145万621円でございます。

7項1目監査委員費につきましては85万2,922円でございます。

以上で1款、2款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、よろしくお願いたします。

まず、42ページをお願いいたします。4目財産管理費、8節報償費でございます。2万4,000円ということでございますけれども、不用額という形で執行されておらないというふうに見受けられるわけでございますけれども、その内容につきましてお尋ねをいたします。

それから、その下、11節需用費でございます。この分につきましては3,118万5,000円ということで、支出額が2,600万円、514万3,000円の不用額が発生をしております。まず、この2点につきまして内容説明をお願い申し上げます。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしくお願いいたします。

今の増田委員のご質問の、報償費の未執行ということでございます。ファシリティーマネジメントにつきましては、市内部で当然、短期保全計画等策定もいたしておりまして、将来的な財政状況の中でこのままの施設を維持することは困難であろうということは決まっておりますが、平成29年度につきましては、検討委員会の開催がなかったということで未執行のままとなっております。

需用費の光熱水費でございます。これにつきましては、新電力の関係で約240万円の減額ということが影響しております。それと、平成28年度に電話交換施設の更新を行ったということで、平成29年度の決算におきましては執行額が減少したということでございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。まず、需用費の不用額の増につきましては、新電力の影響というご説明でございました。ここに限らず、あらゆるところで新電力の効果といいますか、出ておるかなというふうに思いますけれども、ここで答えられたら聞きたいんですけど、総額として全ての新電力による効果といいますか、影響といいますか、その辺、総額でどのぐらい出てるのかというのがわかりましたら教えていただきたい。

それから、報償費の2万4,000円でございますけれども、ファシリティーマネジメントの会議を開かなかったと、こういうことでございます。これは、この決算に限らず、あらゆる

ところで公共施設の今後の行方といいますか、考え方といいますか、進め方といいますか、その辺のところが目というか、いろいろご意見を頂戴しているところでございます。これを見ますと、ファシリティーマネジメントを進めていくことに対して消極的であるというふうに解釈をせざるを得んわけでございますけれども、そうではないというご説明がございましたら、お伺いをしたいというふうに思います。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしく申し上げます。

今の増田委員のご質問の、市全体としての新電力の効果ということにつきましては、各施設で電力の方の決算を持っておりまして、管財課の方では、庁舎関係の部分だけで240万円の減額であるということの部分でしか把握しておりませんので、教育施設等、当然、文化施設、体育施設、それにつきましては、そのおのこの決算の中で新電力の効果というものは見ていただけるのではないかと考えております。

それから、ファシリティーマネジメントに対して消極的であるのではないかとということでございますが、当然、市当局といたしましても、今後、施設をこのまま維持していくということにつきましては、財政の面から見ましても難しいであろうということは理解しております。そのために今年度、県主導ではありますが、奈良県広域の共同利用という会議にも、市長の方から、中部のグループにも参加せよ。南部のグループにも参加して、施設の共同化、ひいては、共同利用によって施設の今後の維持について検討していくこともあろうかと思っております。今の葛城市の文化施設、体育施設、市内に3カ所ずつ、ホールにつきましても体育施設についてもございます。近隣の御所市さんの方では、文化施設の取り壊しを今年度、もう実施されました。そういった意味からも、共同利用の枠組みの中に参加することによって、逆に葛城市のマルベリーホールの方につきましては、市長の方針のもと、音響施設、それから照明施設、舞台施設改修等も済んでおります。近隣の中ではマルベリーホールだけがそのデジタル化という部分では改修の方、終わっておりますわけでございますので、当然、回りの市町村の利用者を取り込むということで、マルベリーの稼働率も今後上がっていくのではないかと。そういった中で、葛城市の人口規模の中でこのホールが、体育施設3施設を維持していくのが一番いいのか、悪いのか、そういったことも今後の検討課題ではないかと考えております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 電力につきましては、それぞれで足し算して把握せよと、こういう説明でございましたけれども、あっちこっちにそういう光熱費が出てきてますので、私の能力ではなかなかこの足し算、全部足しづらい。せめてどちらかの担当の方で、その足し算できる方おられないのかなと。もし、答えられるようでしたら、把握してないと言われるんだったらそれでも結構ですけども、全体状況について把握していただくようお願いしたいと思っております。

それから、ファシリティーマネジメント、非常に市長の指示のもとに、いろんな県の会議等も出席をされてと、こういうご答弁でございました。ファシリティーマネジメント検討委

員会というのは、私、手元に資料ないですけれども、いろんな立場の方、市民の代表の方等も入れた中でのご審議。市行政当局の考え方も貴重でございますけれども、市民のいろんなご意見も頂戴する意味で、この検討委員会を設置されておるといふふうに認識を私しております。そういう委員会も十分開催をしていただいて、広くいろんな立場の方々のご意見を拝聴しながら進めていただくことが賢明かなといふふうに思いますので、今後そのような協議をしっかりと重ねていただきたいといふふうに思います。先ほどの、もし、答えられたらお願いできますか。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま増田委員からのご質問でございます。全体的な電力入札による影響額ということでございますけれども、今現在、入札自体が管財課でやっております。それぞれの落札業者につきましては把握をしておるわけでございますけれども、全体の影響額というところにつきましては、先ほど管財課長が答弁いたしましたように、管財課では今のところ把握をいたしておりません。今後、それぞれの施設の決算額等々を確認しながら、また取りまとめをさせていただいて、ご報告申し上げるようにはさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

下村委員長 ほかにございませんか。

梨本委員。

梨本委員 皆さん、おはようございます。梨本です。よろしくお願いいたします。

私、初めての決算委員会ということで、初歩的な質問も多くなるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず聞かせていただきたいのが、43ページ、2款総務費、4目財産管理費の13節委託料です。ここに公共施設短期保全計画作成業務委託料、これが356万4,000円というふうになっております。この目的と背景をまずお聞かせいただきたいというのが1点でございます。その下に登記等委託料というものもございます。この内容も少しお聞かせいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

以上2点でございます。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしくお願いいたします。

今の梨本委員の短期保全計画についてのご質問でございます。これにつきましては、長期修繕計画の当初の5年間を対象に、限られた予算の中でどのように効果的、効率的に保全を実施し、施設の安全性や快適性を維持していくかを検討するもので、業者の方に短期保全計画を委託したものでございます。

以上でございます。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 失礼いたします。都市整備部の増井でございます。ただいまの梨本委員のご質問でございます。

登記委託料でございますが、こちらにつきましては、分筆登記等の委託料でございます。うち、未登記分等分筆所有権移転未了のもの等が3件、道路等構造物との境界のずれを解消したもの等が5件でございます。また、未登記分3件以外に、市への所有権移転、寄附等で完了したもの等が4件ございます。これらにつきましては、道路の改良工事等に伴いますものとか、あと、開発等によって分筆、また境界明示等によって寄附等いただいたものもございまして、それらに関する登記の委託料というところで122万2,100円の執行をさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。まず、公共施設短期保全計画の方なんですけれども、これ、昨年度の決算額を見ますと、昨年度は788万4,000円ということになっておりまして、今年度はそれに比べて随分減額されてるんだなというふうに、数字の比較からだけだと、そのように感じていたわけでございます。今、課長の答弁からいっていただきますと、これは5カ年契約ということで、長期修繕計画の中の1年分ということでお聞きしておるわけなんですけれども、来年はどのような金額になるのか。来年の計画とどういった費用を計上されるのかというところをもう少しお聞かせいただきたいのが1点でございます。

もう1点、登記等委託料に関しまして、未登記分3筆分というところで、これもご答弁いただきましてありがとうございます。これも昨年の決算額を見ますと187万4,140円というところで、少し今年は決算額が少ないのかなというふうに思うんです。そうすると、単純に決算額が少ないからよかったのかなというふうに感じている部分もあるんですけれども、逆に、今の答弁を聞かせていただくと、未登記分をどんどん登記していくということになってきますと、今全体で、市の中でまだ未登記の部分、どれぐらいの部分が今後登記しなければいけない分に関して残ってるのか。その分に関して今後どういう計画で登記していこうとされているのかというところをもう少しお聞かせいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 先ほどの私の答弁で、梨本委員の方に正しく伝わらなかったなど。葛城市公共施設短期保全計画につきましては、平成28年度に定めさせていただきました葛城市公共施設等総合管理計画を策定させていただきました。その当初5年間を対象に修繕計画を立てさせていただいておる計画でございます。その初年度といたしまして、平成31年度、来年度の計画の中での予算といたしまして、今のところ改修費用といたしまして6億4,500万円、それから、耐震化の関連費用といたしまして400万円という計画になっております。

以上でございます。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 ただいまの梨本委員のご質問でございますが、今後の未登記分の方向性というところでございますが、未登記分の筆数等につきましても、数は把握できてないのが現状でございます。過去からのいろんな課題があって未登記というふうになっておる部分もあるわけ

でございます。今後、道路等の工事が入る場合において、その辺を逐次解消には向けてやっておるわけでございますが、全ての未登記分を解消するということについては、非常に困難な部分もございます。また、数も多うございますので、それらの全体がどれぐらいあるかという数量の把握も行っていかなければならないというふうに思っておる次第でございます。これらについては今後、更に少しでも解消できるように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 失礼いたしました。私の勘違いでございました。ありがとうございます。

今、ご答弁いただいた中で、公共施設短期保全計画については、来年度は非常に大きな金額、6億5,400万円の改修とプラス400万円ということで聞いております。本当にこの計画に関しましては、先ほど増田委員の質問の方からもお答えいただいたわけなんですけれども、広域でいろんなことを考えながら進めていただいているということですので、そういった考え方は今後必要であろうかというふうに私も思っております。しっかりと近隣との打ち合わせの中で、葛城市はどのような施設を残していくのかというところを吟味していただいて、市民にとって一番最善の方法を今後も検討していただきたいということでお願いしておきたいと思えます。特に當麻のスポーツセンターも屋根が飛びまして、そういったところ、後で質問等も出るかもしれませんが、今後の使い方なんかも含めて、どういうふうにしていったらいいのかということも、いろんな案を出しながら検討していただきたいということでお願いしておきます。

それと、増井部長の方に答弁いただきまして、今、全体は、未登記分は全部把握ができていないということなんですけれども、これから善処していきたいというところでございます。こういったところも少しずつ解消していただいて、未登記分、少しでも単年度で減らしていくようにご努力いただきたいということでお願いしておきます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 奥本でございます。

44ページの電子計算費と地域情報化推進費についてお伺いいたします。まず1点目、電子計算費のところの13節委託料なんですけども、電算委託料が予算に対して余り変わってなくて決算になってるんですけど、平成30年度のところで188万円という形になって、かなり安くなってるんです。これがまず、なぜ今年度に急激に下がってるかというのが1点。

2点目。14節の使用料及び賃借料なんですけども、ソフト等使用料がたしか河合町、香芝市、上牧町、広陵町でやってる、田原本町ですか、クラウドシステムの運用だと思ってるんですけども、これ、実際、本来使わなければどれくらいであって、これを使ってどれだけ安くなってるか。前市長はかなり安くなってるとおっしゃってましたけども、実際のところ、この運用してる結果が、本来の使えないときに比べてどれくらい安くなってるかというのが2点

目です。

3点目。その次の地域情報化推進費の13節委託料なんですけども、イントラネットシステム等保守委託料が、予算が90万円に対して77万円と、この減額理由を教えてください。

この3点、お願いいたします。

下村委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 情報推進課の板橋です。よろしく申し上げます。

まず1点目、電子計算費の中の委託料なんですけども、平成29年度におきましては、マイナンバーの絡みでシステムの改修がございました。そちらの方で約700万円ほど支出がありましたので、今年度に比べて多いということがございます。

それから、同じく電子計算費の中のソフト等使用料の中の基幹システムのアウトソーシングの部分でございますが、もし、共同化しなければどうだったのかという数値なんですけれども、よく前市長なんかは、年間7,000万円とか浮いたよという話をおっしゃってたと思うんですけども、そちらに関しましては、実は、共同化しなかった場合は大体幾らぐらいかというのをこちらでシミュレーションしております。その数字をもとに積み上げた数字と比較されてるので、実際にはそこには法改正もあり、機械の入れかえもありというのはあるんですけども、そこはもう、たればといたら変なんですけれども、推測の数字との比較になっております。実際の数字との比較なんですけれども、実は、今年なんですけども、他の7団体と同時に県内の市町村に、今のシステム費用は幾らですかということを開かせていただいております。その数字と、あと、類似団体の方に直接アンケートさせていただいて、数字を拾おうと思っております。その数字が出た時点でもうちょっと正確な数字は出るかとは思いますが、今のところは従来の数字のままということになっております。

それから、地域情報化推進費の中の委託料減額の理由なんですけれども、統合型GISのシステムにデータを移行する、移す作業がございます。その作業につきましては、年度、年度で委託する量が変わっております、今年度は若干少ないということで減額になっております。

以上です。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。電算委託料に関しては、減額理由が、昨年度マイナンバーのシステム改修費ということで計上されているということでした。イントラネットシステム等保守委託料、GISの件に関しても、年度によって変わると。それと、2番目にお答えいただいたソフト等使用料なんですけども、現段階では実際の、たればの話になるけども、その差額がわからないということで、それも理解いたしましたけども、導入時はそれでよかったですと思うんですけども、私、懸念するのが、おそらく大きな法改正があつて、この後のシステム改修費なんです。当然のことながら、こういうシステムというのは、利用者、ユーザーが多いと、1ユーザー当たりのコストは安くなります。今、現状、この少数の市町村でやるやつが、今度改修のときに当たって逆にならないかという不安があるので、そのあたり、今後推移を十分見きわめていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしくお願いします。

私からは、40ページの一般管理費、14節委託料と19節の法律相談業務等委託料と中南和法律相談センター負担金、この2点についてお伺いします。これは、法律相談をされる市民の方々が行かれるということなんですけども、昨年、近年に比べて多かったのか、少なかったのか。ふえているのか、減っているのか。あと、どのような方々がどのような相談をされているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

法律相談業務委託料につきましては、市民の方と在住、在勤の方が対象でございます。それで、1枠30分単位でご相談されておられます。それで、昨年度の実績なんですけども、相談件数が、新庄庁舎と當麻文化会館がございまして、新庄庁舎が65名、當麻文化会館の方が59名の合計124名ということでご相談されておられます。

その相談内容の主な内容なんですけども、一番多いのが、平成29年度におきましては、まず、財産に関することが一番多うございます。続きまして、家族に関すること。そのほか、人権、法律に関すること、また、離婚に関することなどが上位を占めております。それで、内訳なんですけども、個人ごとには一応集計はしておるんですけども、男性、女性という割合は、統計を今持ち合わせておりませんので、その数値はございません。

続きまして、中南和法律相談センターの相談内容でございますが、この相談は、中南和地区の8市の加入しておる自治体で負担金を出しまして、その中の住民の方が相談を受けれるものでございまして、これは、統計的に葛城市の方が何名という統計はございます。それにつきましては、平成29年度につきましては60名の方がご相談されておられます。内容につきましては、統計のとり方がまたこれは別でございまして、一番多いのが家事に関すること、その他、不動産が2番目に多いということで報告いただいております。参加者の名簿につきましては、これもいただいておりますので、件数だけ報告いただいておりますという形でございます。

前年度との比較なんですけども、利用者数につきましては、まず、葛城市が行っております法律相談につきましては、平成28年度は143名、平成29年度は124名ということで、若干減少の傾向ではございます。中南和につきましては、昨年度につきましては66名、今年度、先ほど報告いたしました60名ということで、これも若干減っておるという状況でございます。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。

杉本委員 はい。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 松林です。よろしくお願ひ申し上げます。

先ほどの無料法律相談のことについて、更にお伺ひしたいことがありまして、無料相談の開催日程と申しますのか、時間帯とか曜日とか、ここらわかれればお教え、お願ひいたします。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣でございます。今の松林委員のご質問にお答えいたします。

無料法律相談の実施日なんですけれども、毎月第3木曜日が新庄庁舎、第4木曜日が當麻文化会館において行っております。時間については、午後1時から午後4時までということで、1人当たり30分ということで実施いたしております。

また、先ほど、別なんですけど、中南和法律相談センターなんですけども、これは葛城市の相談日ということで、第2木曜日、新庄庁舎4階で午後1時から4時までの間、これも1件当たり30分ということで実施いたしております。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 ありがとうございます。ふだん、普通の一般のサラリーマンは、昼間は仕事して、それでも法律の相談をしなければならないようなときに、平日の13時から16時という時間帯は、なかなか行きたくても相談に行けないという、このようなことも十分考えられるかなと思うので、できれば今後、もう少し時間の枠を広げていただくなどの、そういう拡充を図っていたきたいと、このように思います。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

いきなり財産管理ということで、43ページに入られました。一応、私の方からも質問させてもらいたいと思います。まず、43ページの委託料、公共施設短期保全計画という形で、梨本委員の方から質問されました。この計画につきましては、公共施設のファシリティーマネジメントという形でずっと進めてこられた。平成25年から進めてこられて、平成25年から平成27年、基礎調査、あるいは平成26年、平成27年で劣化度調査、ずっと進めてこられてます。平成28年にファシリティーマネジメントの基本計画を策定されたというふうに思っております。その後、平成29年につきましては公共施設の適正化、短期5カ年という説明を受けました。近々に、先ほど話ありましたように、耐震工事もやっていかないかんという形の中で、5カ年の総事業費はどのぐらいになるのか。かなりの金額になると、平成31年、6億4,900万円か、まだ予算通ってませんけども、計画はされてると。実際に、前から言われているように、財源的に、例えば、全体事業費が何か700億円ぐらいになったんかな、施設を全部しようと思ったら、金額はあれですけども。5カ年でどのぐらいの総事業費になるのかと、5カ年間で実際に財源ついていくのかどうかということです。計画だけに終わっては具合悪い。だから、今、合併して14年、やっぱり施設の統廃合も叫ばれてるわけやから、本当にそういうふうなこともよく検討した上でされてるのやろうなというふうに思います。

2点目です。私、これ、議員にならしてもらってずっと8年間言ってきました。登記の委託料。今、答弁いただきましたけども、今の答弁の中で見てますと、当然、建設、執行する分やと私は思ってるし、ここの財産管理の登記委託料は何に使うのかということが問題やないかなと私は思ってます。ですから、先ほど言われたように、未登記がどのくらいあるのか把握もしてませんということですけども、8年間言うてきて何もされてない。いまだに何筆あるかわからん。これでは市の行政側として、本当に個人が売買されたときに、この土地幾らですよ、面積幾らですよ、売買されてる。ところが、買われた人が調べていったら、例えば、登記ができてない。これは大きな問題です。あるいは、分筆だけはできてる。しかし、所有権がかわってない。極端に言ったら、人の土地を通ってる。これが現実や。ですから、私は、1つの方法として、今、60歳で定年、やめられたベテランの人がおるわけやから、たとえこの人ら3人ずつでもスクラム組んで、毎月、100筆なら100筆、各大字ごとに、こういうことは以前に手がけましたよ。大字単位でやらないと、ほかのを飛び飛びにやっておったのでは解決できへん。そういうことで毎年同じ話ばかりしとるわけやけど、一つも具体的に、例えば、平成29年度でどれだけできましたという答えが一つも返ってこない。8年間、この登記について言うてきたけど、1筆も登記できてない。これが実態やと思いますので、本当に毎年言うてることやねんけども、大事なことやと思うから、これの解消に向けてどうしたらええのかということをお答え願いたいと思います。

それと、この予算書にないけど、私この前、2階に行って、畳の部屋をたまたま見ました。今、2階の畳の部屋はどうなってるのかと。物置もひどい。この庁舎は誰が建てたん。一生懸命になってこの庁舎を建てはった。和室も必要やというてわざわざ大きな和室をつかって、合併前は区長会をあそこでやりました。災害時、職員が寝泊まりする、そういうところにも充ててきました。しかし、今、足踏むとこ、大きな話じゃないけど、足の踏み場ありますか、今、畳の部屋。いろんな物、選挙管理委員会も置いてある、ほかの書類も置いてある。物入れのように甚だしい。何ちゅう使い方をするのか、私、ほんまに涙出ましたよ、2階見たときに、何やねんて。いつも私は言われてきましたよ、つくった者の身になってみんなで使うんやと。今の畳の間は、つくった者の身にも何も無い。ただの物置。これでは職員の姿勢というのか、この庁舎はどんな思いで建ててきたか。そういうことを考えて使うてもらわんと、あんまりにもひどい。今ここで言うたから、あしたからすぐ片づけます。それはそうはいかへんのかしらんけど、あんな使い方されてると私は思ってなかった。本当にひどい。そういう、一応とりあえず3点ですので、それぞれ回答願いたいと思います。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしく申し上げます。

今の岡本委員の質問の、管財課の立場でご答弁させていただきます。まず、短期保全計画の5年間の修繕等に係る費用でございます。それにつきましては、計画の中では5年間で38億2,200万円、年平均7億6,400万円という計画になっております。それから、将来コストの計算でございます。葛城市公共施設マネジメント基本計画の方で、今後40年間の改修に係る費用、それにつきましては約175億4,000万円、建替えに係る費用として133億7,000万円、合

計約309億1,000万円。それでいきますと年平均約7億7,000万円が必要との試算となっております。そういった中で財政的にこういった形でやっていけるのかということで、計画的な予防保全という考え方に切りかえまして、建物を80年間使用し続けた場合の今後40年間の費用ということで計算させていただきますと、合計約246億4,000万円、年平均約6億2,000万円が必要であるということが試算されております。公共施設を今後も同じ状態で保有し続けるのは困難ではないかという状況でございます。

それから、和室会議室の今の利用状況でございます。委員ご指摘のように、選挙物品、それから、生活安全課等の消防団の団旗等物品、それが保管されております。この現状を見る限り、その物品を保管できるような倉庫、これについて、また今後片づけるということで解消できるのかということもでございます。これにつきましては、倉庫等の必要性も今後理事者と検討いたしまして、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの岡本委員のご質問でございます。

毎年、委員からご指摘を受けております未登記物件の件でございますが、いずれにいたしましても、現在のところできていないということで、この部分についてはおわびを申し上げたいと思います。しかしながら、未登記の部分につきまして、どれだけの数があるのか、どの路線にどれだけのものがあるのか、これは過去の部分が大半でございます。委員も大変内容についてはご存じかと思いますが、昭和40年代、昭和50年代のものが大半でございます。そちらのものについて、当時なぜできなかったかという理由もあろうかと思いますが、また、職員の方の不足、また、これにかかわる人員につきましても、なかなか専属でこれをしていく職員がおらないというところで、日々の業務に追われているところもでございます。こちらも含めて、今後検討をしていかなければならないのかなというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、それぞれ答弁をいただきました。ファシリティーの関係でかなり大きな費用がかかる。当初、平成28年から、この話は報告を受けておったわけで、たまたま近々5カ年間のことがこの予算で反映されておったので、これは理事者に聞いていかないとあかんと思うのですが、これは計画ですけれども、実際に設計をやってきてどのぐらいかかるのかわからんけども、今後の財政の見通しとかやっていった中で、本当にどういうふうな方法でやっていったら、耐震工事もしながら長寿命化をやっていけるかということについては、これは担当課の方も計算すると思うわけやけど、担当課だけではいけへんと思うので、その辺を聞かせてもらいたいというふうに思います。

それと、畳の部屋、今聞いたら、選挙か生活安全の消防か知らんけども、例えば、あそこに南都銀行の跡地があって、あそこ、かなりあいてるはずやと私は思ってます。最近は入っていないのでどれだけのものが置いてあるのか知らんけども、例えば、今すぐ要るものとかが、若干は畳の入る通路のところに置くのは仕方ないとしたかて、それは1年も2年も先しか使わ

んようなものを、何であの畳に入れるんや。考え方やと思いますよ。あそこ行ったら遠い、便利悪い、近くにあるねんから使うとこか。私はこの発想やと思います。ですから、例えば、今すぐにでも着手してもらおうとしたら、旧の南都銀行、あれだけの鉄筋の2階建てが建ってるわけやから、十分入れられるはずやし、例えば、入れられへんのやったら、棚でも置くとか何かして入れていったら、あの畳の部屋に入ってる分みたいな、南都銀行の1階の部屋も要らんというふうに私は思います。最近見てないのでどれだけ入ってるのか知らんけども、倉庫を建てるのも大事やけども、まずはあるものを使う。こういうことやないと、入れるとこあるのに放ってある。使わんなんとこへ物入れにしてある。これは早急に解決してもらわんといかんというふうに思います。

それと、登記の話ですけども、とにかく増井部長と今やりとりをやっておったかて、なかなか前向いていかんので、副市長にお伺いしますけども、昭和40年、昭和50年という話が出ましたけども、昭和50年まではほとんど登記終わってるんです。それは何やいうたら、昭和42年から地籍調査、當麻も新庄もやってます。そのときに全部、分筆を職権でやって、所有権移転かえてる、どないして調べるんか、税務課に行ったら一目です。税務課に行ったら、公衆用道路、地目、どれだけあるねん。用悪水路どれだけあるねん。一目ですぐわかる。そうやってきたら、今年はAという大字に行きますとなったら、その分を引っ張り出したらすぐ登記、所有権移転はできる。分筆はほとんどしてあると思います。やろうと思ったら何ぼでもできる。せやから、人員が足らんとかいろんな話も出てきた。これも事実かわからん。しかし、せやさかいと置いて置いたら、先ほど言うたように、土地の売買が進んでいく中で市民がみんな迷惑をこうむる。せやから、近々にせなあかんということで毎年言うとするわけやから、私がいつも提案してますように、再任用のベテランの人らが、例えば、そこへつけるような形をできるのかどうかということも、その辺は副市長にお伺いしたいというふうに思います。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本委員の方から3つの点についてご質問があったかと存じますが、順番が逆になりますが、登記の件からお答えをしたいと思います。そもそも、公共事業の用地として土地を買ったときに、現行の手續であれば、最終的に所有権の移転が確認できないと土地代をお支払いできないという形でやっておりますので、新たに発生はしないはずではございますが、どうして過去の公共事業のときにそういったことが起こっているのかということで、現場がその道路、あるいはその水路等で、公共施設として形は既に変えておるはずでございますが、その部分の底地の所有権の登記ができていないというのが未登記の状況でございます。登記といたしますのは、第三者への対抗要件ということで、それを知らずにそのまま道路も含めて、例えば、公簿買いなどで土地を取得なさったりすると、当然そのときに、現場は道路だから、おうち等ほかの理由で使っていただくわけにはまいりませんが、その登記を信じて取引をなさった方については、当然被害が及ぶということになります。あるいは残地部分を利用して、そこを更に相続させるとか、あるいは売買をするとかというふうなことを、当時、用

地の取得にご協力いただいた地権者の方、あるいはそのご家族、子孫が、そういったことになったときに登記ができていないと、当然ご迷惑がかかるわけでございます。そういった意味では、なかなか、都市整備部長は実は本音部分で、新規の事業も含めていろいろと人手が足りない中で十分な対応ができていないということを認めておるわけでございますが、多少人件費という費用がかかる中ではございますが、委員ご提案のように、例えば、専門の嘱託職員などを置いて集中的に対応できないかというふうな具体的なお提案もいただいておりますので、まずは職員が頑張っでどこまで対応できるかということも含めて、少し、これは市長ともご相談申し上げながら、予算もかかることではございますので、研究をしてみたいと考えております。

それから、あと2点ございましたが、若干ふれさせていただきたいと思っております。畳の部屋でございます。確かに整理ができていないということは事実でございますので、しっかりとその辺は、今の用途の中で倉庫的に使わせていただくにせよ、きちっと、もっときれいに使おうよという部分については、ご指摘のとおりかと思っておりますので、その辺についてはしっかりとやっていきたいと存じます。ただ、トータルの中で用途としては、やはり創建時の皆様の思いもございましょうが、時代とともに使い方もかえてきておる中で、大きな畳の和室が庁舎の中に必要かどうかということも含めて、そこは時代によってまた判断もしていただかなければいけないところもあるかと思っておりますので、まずは全体の中でこういった用途で使うか、その用途で使う場合も、適正なきちっと整理の仕方をしていこうという部分については、十分に委員のご指摘を受けとめながら、しっかりと対応をやっていきたいと存じます。

それから、短期の公共施設保全計画の件でございます。あくまで厳密にシミュレーションいたしますと、先ほど管財課長が申し上げたように、これだけの施設を維持していくのには年間6億円ぐらいがかかると。しかも、これは庁舎でございますので、皆様ご存じのように、庁舎というものは基本的に自主財源で保全等をやっていかなければいけないということで、この部分に対しては、なかなか学校施設等のように国庫補助金がついたりはいたしません。その中で年間6億円ぐらいのお金をずっとつぎ込んでいけるかということについては、十分に考えていかなければいけない。過去のことを振り返ってもいたし方ないわけではございますが、合併後10年間は、合併特例債を初め、交付税についても算定がえということで非常に有利な財源が豊かなときがございましたが、その間に十分な施設の統廃合について具体的な計画が進んでいない現在の中で、今後について、これは合併後15年たつといいながら、平成16年の合併以来、當麻町、新庄町それぞれが合併をして1つの葛城市として一緒に市政を盛り上げていく中でも、まだまだ公共施設それぞれのあり方、どこにどの施設を置くべきか、置かざるべきかということについては、十分に皆様の意見を聞きながら慎重に検討していく必要があると思っておりますので、課題としては時間がかかっていくと考えておりますが、一方では、今の施設をこのまま維持すれば、試算どおりであれば毎年6億円のお金をかけていかないと十分な機能を保全できないということを重大に受けとめながら、引き続き、財源については基本的には独自財源しかございませんが、そのあたりも含めてしっかりと判断をしてい

きたいと考えております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長から答弁いただきました。登記の件で、今、副市長おっしゃるように、当然、道路をつけるときには登記をする。しかし、今の実態では、副市長はご存じやと思いますけど、建設課の仕事というのは、補助事業であろうと地元要望であろうと、まず登記をしてからしか工事はしません。農林の仕事、今現状、登記は後回しです。先に測量して、先に工事が終わって、後でしか測量しない。副市長、これが今の現実でんがな。そんなんもようけある。それと、先ほど言うたように、當麻、新庄で地積調査やった。分筆は職権にしてある。ところが、所有権がかわってない。それを早急にしてくださいということを私は言うとするわけで、副市長おっしゃる登記というのはどうやということ、おっしゃるとおりやというふうに思いますけども、そういうふうな未登記ではないということを理解していただいて、今おっしゃるように、前向きな答弁していただいていますので、できるだけ平成30年度、あと半年ですけども、平成30年は無理としても、平成31年から配置をやって、月に100筆でもこなしていく、こういう姿勢のあらわれやというふうには私は思っていますので、一つスタートしていただきたいというふうに思います。

それと、畳の部屋、創建時のことも言いました。私は、今、畳の部屋がもう不要やというのなら、これは改装されたらええと思います。例えば、畳の部屋はもう不要ですよ。畳を上げてこういうふうなフロアにしていくということがええというなら、それはそういうことも1つの方法だと思います。しかし、私が今言うてるのは、物置みたいなことに使われたのでは、とても納得できるものではない。だから、今言われたように、時代がかわってきて用途変更もするねん、それは大事なことやと思いますので、そういうふうに用途をかえて使用されるというなら、私は反対も何もしませんので、その点も踏まえた上で、早急に片づけられるのなら片づけてもらいたいというふうに思います。

3つ目の公共施設、副市長の方からいろいろ丁寧に答弁していただきました。誰しも財源の要ること、なかなかできないことは、それはみんな、ここにおられる委員も了解しておられると思います。しかし、先送り、先送り、言葉は悪いですけども、ずっとやってきた。ところが、済んでしもうたことを何ぼ言うても仕方ない。せやから、これから、合併して14年間、例えば10年間してこなかった。合併当初はたしか10年の間にそれをきちっとやって、統廃合をやっていきますという1つの目的があったと思いますけども、それは目的だけであって、必ず実行しますという約束は誰もしてないので、できなかったこともあるかもわからんけども、少なくとも平成30年からスタートする、平成31年からスタートするような覚悟でスタートしていかないと、このまま近々、5カ年計画立てていって、年間6億円要りますねん。非常にしんどいかもわからんけども、誰か手をつけんと、この統廃合ができない。先ほど、今年の台風21号の話もちらっと、梨本委員かな、出たと思いますけども、例えば、体育館の屋根が飛んだということになったら、どういうことを考えておられるのかようわからんけども、修理するのがええのか、あるいは統廃合するのがええのか、あるいは、頻度の問題とか

あるので、今の場所に建てるのがええのか、これはいろいろ議論してもらわないかと思えますけども、やはりこれは、この辺でいうきっしょですから、當麻の人には不自由かけるかわかんけども、建替えるのか、修理するのかということを専門家も交えて早急に検討する必要があります。それでスタートとして統廃合を進めていく、これが大事ではないかなと私は思いますので、一つその点もよろしく願い申し上げたいと思います。

下村委員長 ここで暫時休憩をしたいと思います。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、1款議会費及び2款総務費の質疑を行いたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

松林委員。

松林委員 私は、45ページの2款総務費、7目交通安全対策の19節です。その中の幼児2人同乗用自転車購入補助金、これの利用者数と、わかれば、増加傾向にあるのか、ないのか。

それともう一つあわせて、46ページ、2款総務費、8目自治振興費のすむなら葛城市住宅取得事業補助金の内訳と利用者数、そして、これの増加傾向にあるのか、ないのか。ここをあわせてお願いいたします。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。よろしく申し上げます。

今、松林委員お聞きのとおり、幼児2人同乗用自転車の購入補助でございますが、平成29年度におきましては、41件の補助総額158万1,800円でございます。前年の平成28年度におきましては41件でございますので、ほぼ横ばいでございます。今年度におきましては、今、9月現在で22件の申請が出てるところで、ほぼ同年の傾向のような状態でございます。

以上でございます。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課の高垣です。よろしく申し上げます。

すむなら葛城市の利用状況の内訳でございます。平成29年度におきましては、新築が109件、中古が2件、合計111件の申請がございました。平成28年度におきましては、新築が95件、中古が1件ということで96件ということで、平成29年度におきまして若干の伸びがございます。

以上で報告を終わります。

下村委員長 松林委員。

松林委員 すむなら葛城市住宅取得事業補助金は、内訳としまして、新築、中古住宅、これは補助金が違うわけですね。ほかには何かあるんですか。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 今の松林委員のご質問にお答えいたします。

そのほかなんですけども、子育て加算額といたしまして1人1万円、最大3人までという

ことで、1人1万円の加算がございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 私も幼児2人同乗用自転車購入補助金のことについて相談をお受けしたことがあります。

そして、いずれにしましても、自転車購入にしましても、もう少し広報的な部分で皆さんに告知していただけるようにまた配慮いただきたいと思います。そして、住宅補助金にしましても増加傾向にあるということで、これも告知をしていただくようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく申し上げます。

僕からは簡単に、46ページ、14節の防犯カメラシステムのことについてお聞きしたいと思います。35台設置したというふうに記載ありますけども、金額が194万2,000円、これ、どういった金額設定なのかという内訳と、あと、市内の危険と思われる場所にとありますけども、どういったところにあるのかと、あと、今、市内に防犯カメラは何台あるのか、わかる範囲でお願いいたします。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。

今現在の防犯カメラの設置状況につきましては、平成28年度から3カ年計画で市内に50カ所という計画で、平成28年度に20台、平成29年度に15台の、今現在35カ所と、それ以前に、平成24年、平成25年でつけているもの5台を含めました現在で40台、今年度、残り15台を設置予定としております。費用につきましては、以前のものについては購入により管理させていただいているものでございますが、平成28年度からの分につきましては賃借料、リース契約等によって運用させていただいておるところでございます。つけさせていただいているところは、駅前、交通事故等の多い道路交差点等、公共施設の周辺等、そういったところ、PTA、大字要望を踏まえ、関係機関である警察署とのご協議の上で設置場所を決定しているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。設置場所についてのマップ等がありますか。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 手持ち資料で、個々に落としてるものは全体ではないので、全体のものということでございますか。

杉本委員 はい。

竹本生活安全課長 その辺はまた整理して、ご返答させていただきたいと思います。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 市民の方から、防犯カメラはどこについてるのかをわかりやすくしてほしいという声も多々聞きますので、できればご検討願いたいと思います。

以上です。

下村委員長 関連で。

奥本委員。

奥本委員 今の防犯カメラの件につきまして関連で質問させていただきます。

ページ数で申しますと43ページ、4目財産管理費の14節使用料及び賃借料、これが防犯カメラのシステム賃借料、それと、もう一つが、46ページの8目自治振興費の中にも防犯カメラシステム賃借料、14節です、ありまして、たしか、これ以前聞いたら、4目14節の方は庁舎内の防犯カメラで、今、杉本委員ご質問の8目14節の方は外の防犯カメラということで聞いてます。まずそれが1つ、それでいいかどうかということと、これ、両方とも予算に関してかなり減額というか、執行が非常に安くなっているんです。これというのは、予定に対して設置台数が少ないのか、進捗がおくれているのか、あるいは単純に単価が下がったのかお聞きしたいんです。単純に単価が下がったというのであれば、平成28年度からリース契約になっているはずなので、そこは絶対読めてるはずなんですけども、この辺いかがなんでしょうか。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしく申し上げます。

まず、財産管理費の防犯カメラの賃借料でございます。これにつきましては、平成29年11月1日から平成34年10月31日の長期5年のリース契約でございまして、平成29年度につきましては、11月から3月分までを計上させていただきまして、29万1,600円の支出となっております。

以上でございます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。

自治振興費の防犯カメラの賃借料につきまして、平成28年度は設置時期等の関係で3月分のひと月分のリース額になっておる部分と、平成29年度につきましては、平成28年度につけた分の1年分と平成29年度に設置させてもらった分の部分等になっておりまして、平成28年の設置時期が3月ということで確定がしてなくて予算に反映できてなくて、請負の分で下がっている部分ということで、予算からの減額についてはご理解いただきたいと思います。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 今、早田課長がおっしゃったところでいきますと、予算68万円に対して29万円なんですけども、リース契約で割ってるという理解だったんですけど、下がってる理由が知りたかったという質問なんです。今、防犯カメラの方の3月分、とにかく全部入っていないということだと思っんですけども、入ってなくてもいいんですが、さっきも私申しましたのは、予算執行がおくれているのか、あるいは単純にリース契約の単価というか金額が下がっているのか、どちらですかという質問だったんですけども、もう一度お願いできますか。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 当初、4月から翌年3月分までの新庄庁舎、當麻庁舎の防犯カメラの賃借料という形で予算計上しておりました。ところが、契約の方が遅くなりまして、11月から5カ年の長期契約という形になりましたので、平成29年度は11月からの5カ月分の執行という形でございます。

以上でございます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 先ほどの分で、設置の契約等工事の関係で、契約時期がおくれて3月になった部分等がございますが、基本的にリース契約等での月での請負差ということで、平成29年度についてはほぼ予算どおりという執行額でございました。間違えましたものでございます。失礼します。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 期間が短縮してるということで理解いたしました。ありがとうございます。防犯カメラについては、防犯という性質上、おくれがないようにだけご留意いただきたいと思います。

下村委員長 ほかに質問。

増田委員。

増田委員 関連で。公共施設の短期保全でございます。先ほど、このままでいくとっていう想定で6億円であったり7億円であったりという、そういう今後の補修、修繕にかかる、こういうご説明であるというふうに認識しました。まず1つは、このままでいくとっていうのは、ファシリティーマネジメントを十分今後進める予定がないというか、統廃合に向けての前向きな協議がなされないという前提のお話でございました。私、逆に、それありきで今後どのような維持管理費が発生するかということを議論しないと、話の順番が違うのかな。上位にファシリティーマネジメントがあるというふうに私、理解してるんですけども、間違ってたら間違ってるって言うていただいたら結構ですけども。

それと、もう一つ、補修、修繕の計画、短期で5年を立てていただいています。結構いろいろとあそこもあかん、ここもあかんという計画であろうというふうに私、推測します。ただ、その計画というものを私、過去にそういう資料を見たことないんですけども、それはシークレットな部分なのか、公開できる部分なのか、その辺もお聞かせを願いたいと思います。

それから、もう一つでございます。補正予算の中で非常に多くの空調の故障であったり、どこそこの屋根がどうかであったり、頻繁に補正予算の中でそういう修繕箇所が上程されておるといふふうに記憶をしております。この補修、短期修繕の計画というのは何やったんと。その効果というのが見受けられんなど。空調であったり、定期的に交換せなあかんとかというようなことも含めて、この中で反映されるべきではないのかなと、そういう疑問を抱いてるんですけども、3点よろしく申し上げます。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

大変大きな、総括的なご質問でございますので、委員の方から質問3点ということで分け

てご質問いただきましたが、ご答弁の方、多少2つの事項が関連してのお答えになるのではないかと思います。

先ほどのご質問の中で、非常にこれは重大で、かつ複雑な問題でありますので、十分に言葉を選んで、少し長いご答弁をさせていただいたつもりでございましたが、説明の仕方が不十分であったであろうということで、再度、繰り返しになりますが、よく考えてご答弁を申し上げたいと存じます。

まずはファシリティーマネジメントと、それから、公共施設の短期保全計画については、目的が別でございます。そもそも短期保全計画につきましては、これは全国的な流れの中で、高度経済成長のときに、まずはしっかりとどンドンインフラの整備をしようということで一生懸命つくったと。これらが、まずはないから、ない状態を何とかしなくてはいけないという時代があって、まずはいっぱいつくりました。つくったんだけど、これが十分なタイミングで十分なコストをかけてメンテナンスをしないと、今後安全な形で使っていけないよと。これは課題であろうということで、近年、総務省の方でもそういった地方財政計画の新たな項目、ポイントとしても示されながら、それに沿う形で市の方もやってきたわけございまして、こちらにつきましては、基本的には老朽化してきたインフラにつきまして、計画的にお金をかけることによって安全性を確保しながら使っていこうという計画でございます。それにつきまして、これを策定したということでございますので、基本的には、今の施設のままであれば、毎年6億円ぐらいかかるということでございます。この6億円につきましては非常に大きな財政負担でございますので、毎年このままで6億円かけていくのがいいのかどうか。それについてしっかりと予算計上の中でも議論をしていかなければいけないということをお先ほど申し上げました。

毎年6億円かけるのがいいのかどうかをしっかりと議論していかなければならないという中には、当然、前の段階でお話をしておりました、これは、ほぼ同じぐらいの大きさ、規模の當麻町、新庄町が合併をして一新して葛城市となった中で、それぞれがそれぞれ努力をされて、十分に大切に設置をされて使っておられた施設、ただ、葛城市となって振り返ると、例えば、体育館が3つあるとか、同様の目的の施設がある中で、これを今後、葛城市としてどうしていこう、ファシリティーマネジメントといいますか、施設の統廃合、これについては当然、合併をした時代から葛城市として抱えている課題でございますので、合併当初の10年間では進まなかった中で14年目を迎えるわけですが、今後これは、課題としては十分に組みんでいかなければならない。ただし、それは財政面だけではなくて、地元の住民の皆様の見解も十分聞きながら、これは少し時間がかかるかもしれませんが、これはこれでやっていかなければならない。このようなことを先ほどのご答弁でも申し上げたわけございまして、一応、計画の目的がそれぞれ別であるということをお踏まえて、それぞれが重要な課題であるからしっかりと市としては研究もして、検討もして組みんでいかなければいけないということをお先ほど申し上げたつもりでございました。説明が足らずに申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまご質問の基本計画につきましてですが、こちらはもう既に公表をさせていただいておる資料になってございます。それから、あともう1点でございます。各施設で修繕がぼろぼろと出ているといったことで、短期保全計画の中に入っているものではないのかというご指摘だと思います。先ほど副市長がFMの全体的な考え方を申し上げたとおりでございます。統廃合と長寿命化、この2本柱があると思います。長寿命化の場合にどういった予防保全の形がいいのかと。それぞれの施設で直近5年間にどういった修繕が回ってくるのか、そういったものを計画したものが短期保全計画ということで、今のところ平成31年以降の修繕についてこの計画の中に含まれてるということで、今、平成30年度等につきましては、それぞれの施設の修繕をそれぞれがやっているという状況でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。ファシリティーマネジメントと短期は別やというのわかります。ただ、先ほども副市長ご答弁いただいた老朽化の延命措置が短期やという、簡単に言うとそういうことかなと。ここでは見きわめをしないで、老朽化したものを延命措置すると。一方では統廃合について今後どうするかという議論をファシリティーマネジメントでやると。これがファシリティーマネジメントの議論がおくれると、統廃合するであろう施設に老朽化の延命措置をする無駄な投資になるのかなと。その辺の見きわめは早い時期にやらんと、短期保全計画の中で統廃合する施設までの修繕投資にならないのかなという、そういう心配をした質問でございましたので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

それから、補正でぼろぼろ出てくるというのは、この計画が反映されるのは次年度からで、それまではそういう管理をしてなかったのこういう状態やと。今後はそういうことが発生しないであろうというふうにご理解させていただいていいんですかね。先ほどのかぶった部分だけ、もう一度ご答弁いただけますか。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。

今の増田委員のご質問の中で、修繕が補正予算でたびたび出てくると。次年度以降も当然、こういった高温化が進んでおりますので、緊急に空調設備が悪くなるといったことは考えられます。そういった中での補正予算で対応するという事は考えられるのかなと。長期的な維持修繕という部分については、当然、予算査定の中で当初予算で反映していく。そういった考え方でいいのかなと考えております。

以上でございます。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

増田委員のお問い合わせは、多分、全庁的な予算についてのことかと存じますので、管財課長からの答えがふさわしいかどうかということも含めて、私の方から再度。

短期保全計画をそもそも単年度で6億円、しかもほぼ一般財源であるというその中で、こういう形で今後の予算を組んでいくかについても、来年度の予算編成以降しっかりと議論し

ていかなければならないと存じております。一方で、この計画をつくる以前も、当然、そろそろ対応年数が来ているよ、この箇所については十分な費用をかけてメンテナンスする必要があるよ、それは計画としては取りまとめはしていないにせよ、個々に判断はして予算要求なり予算措置はしていたはずでございますが、結果的にそれでは間に合わなかったということございまして、委員おっしゃるように、今後もできるだけ予防保全という考え方の中で、このようなことがないように、そのような心構えで予算編成には取り組んでまいりたいとは存じますが、すいません、結果は委員ご指摘のとおりかと思えます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 もとの入れるところの見きわめ、その辺の十分なお判断をいただきたいと思えます。

先ほど、補正が気になるというご質問をさせていただいて、緊急はあり得るよと、こういうご答弁でございましたけども、例えば、空調が30年たってるので、当然ここ2、3年でだめになるやろうとかというふうなことは、私、この計画の中で十分把握をされてると思うんです。先日も私、中央公民館、またそのところでご質問したいと思ってたんですけども、クーラーがきかへんというふうなことで、一番暑い時期に中央公民館の研修室のクーラーが回ってなかったと。土曜日に苛酷に使ったので、日曜日にエンジンが回らなくなったみたいな、そういうふうなお話でございましたけど、それも何年たってたんと。当然、あしたに壊れてもおかしくないでしょうというふうなことも把握をされた中の保全計画やと思うので、これに沿って、できるだけ緊急事態にならないような事前の対策は必要なのかなというふうに思っています。

もう一つ例を挙げると、蛍光灯が1個ずつ切れていくんです。蛍光灯が切れたら、1本交換されてます。見ると、この辺でしたら管財が脚立で交換されるんです。ところが、中央公民館の小ホールとかですと大きな脚立で業者が蛍光灯1本をしかえてもらわなあかんと。これ、私、試算したら、わかりませんが、結構高い蛍光灯になるのかなと。それなら、どちらが得か私、わかりませんよ。全部の蛍光灯を一遍に交換する。それを、対応年数が2年であれば、2年に1回交換するというふうなことで、長期的に見てコストの軽減が図れるのかなと。1本ずつ交換するより、時期的に、時期が来ればと、そういうふうな意味の、私は短期計画やと思えます。5年間の目先の計画ですので、計画を立てられれば、それに沿って修繕改修をするべきかなというふうに思いますけれども、言いつばなしですので、よろしくお願ひ申し上げておきます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

梨本委員。

梨本委員 梨本です。よろしくお願ひします。

私の方からは、2款総務費、1目一般管理費の、38ページです。給料のところと、それから、その翌ページの賃金のところ、この2つをまず、どういう内訳なのか。特別職給料、一般職給料、そして臨時雇用賃金というところですけども、大体何名ぐらいの方のものなの

かということをもまず1点お聞きしたいと思います。

それから、2つ目は、こちらの定例会資料の方の7ページなんですけれども、4番の職員採用試験及び職員昇任試験、ここで職員採用試験が114人、それから、職員昇任試験が1名というところで合計42万944円執行されてるわけですけれども、これ、職員さん採用に関しては何名の採用があったのかということと、職員昇任試験に関しては1名というのが、全体での1名ということなのか、それともほかに昇任の仕方があるのかということも含めて、この1名の内容をお聞かせいただきたいと思います。

3つ目が、その下、5番の職員研修事業、これ、51万6,660円執行されてるんですけれども、どのような研修を執行されたのかということをお聞かせいただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村でございます。よろしくお願いいたします。梨本委員のご質問に説明をさせていただきます。

まず、人件費、職員、そしてアルバイト等の賃金についてでございます。これにつきましては、平成29年の成果報告書のところで3ページになるんですが、人件費というのを上げさせていただいております。ここの人件費の内訳が次の5ページに、職員数及び人件費の状況となっております。これは、一般会計における職員数及び人件費を報告させてもらったものでございまして、これとあわせて、66ページに介護保険の分、そして、78ページに下水道特別会計分の職員、そして、同じように83ページに学校給食特別会計分、同じく93ページに葛城市・広陵町介護認定審査会の分と、それと、ここにはあらわれておりませんが、水道事業の分合わせまして、職員が317名でございます。嘱託の人数が同じく90人おります。それと、アルバイトが社会保険加入分として123人、社会保険未加入、すなわち、短期とか短時間のアルバイト、これは時期、時期でかわっておりますので延べ人数ですが、99人というのが把握できている人数でございます。抜けましたらまた後で説明させていただきます。

それから、2点目の、職員採用試験及び職員昇任試験につきましてですが、こちらにつきましては、職員採用試験申し込み人数が、同じく成果報告書に記させていただきました114人でございます。こちらの方の受験者が、そのうち94人受験いたしまして、所要経費が27万8,114円です。内訳的には、通信運搬費、一次試験から三次試験までの合格者、受験手続等の郵送費として10万562円、そして、試験の採点等の委託料として17万7,552円、トータル27万8,114円でございます。

それに比べまして、今度、職員の昇任試験、平成29年は受験者数が1人ということで、所要経費14万2,830円かかっております。これにつきましては対象者は2名ですが、受験したのが1名であったということでございます。経費単価的には、職員昇任試験の方は高くついておるわけですが、それぞれの職員にとりましては、やはりタイミング的に必要なことでございますので、基本単価とかでこの分がかかっております。その年によって偏りが出てくるかとは思いますが、その方法については今後考えないといけないかなと思っておるところでございます。

それから、3点目の、職員研修事業につきましての説明をさせていただきます。職員研修事業について成果説明書の方で51万6,660円という経費を上げさせてもらってます。事業費別に説明をさせていただきますと、職員研修講師に対する謝礼といたしまして23万円でございます。その内訳が、人事評価制度の研修で5万円、それから、防災研修として18万円の講師謝礼を支出しております。それから、研修地までの職員旅費として14万830円、これは、国際文化研修所、大津に向けての研修旅費13名分でございます。それから、研修負担金として、同じく大津の国際文化研修所に対して支払っております13名分の負担金でございますが、この分につきましては、入のところで市町村振興協会主催職員研修助成金として、歳入としてそのまま戻っております。研修の成果等でございますが、全国市町村国際文化研修所、大津の方には13名が2日から5日間の研修で行かせていただいております。それから、奈良県市町村職員研修センターへの研修としては、新規採用職員研修を初め、再任用職員研修、土木技術系の職員研修、契約事務研修等で84名、そして、庁内職員研修として522名、こちらの方は職員の人権研修として、延べ合計222名、そして、新規採用職員研修として8名掛ける2回の16名、防災研修として252名、それから、人事評価の研修として32名でございます。全体研修としての人権研修では、差別をなくす強調月間である7月に、部落差別解消推進法が成立、施行されたことについてをテーマに研修をいたしました。また、防災研修では、いつ起こるかわからない災害に対応すべく、クロスロードによる研修を行いました。クロスロードというのは岐路とか分かれ道のことで、そこから転じて重要な決断を意味します。阪神大震災で災害対応に当たった神戸市職員へのインタビューをもとに作成されたカードゲーム形式の防災教材でございました。クロスロードの問題カードには、3,000人いる避難所で2,000食を確保したこの食料を配るか、配らないかなど、どちらを選んでも何らかの犠牲を払わなければならないようなジレンマが多数あります。プレイヤーはイエスかノーを選び、お互いにその答えを選んだ理由を聞くことで多くの価値観や視点に出会うことができ、葛藤の調整、相互交渉、合意形成について訓練、また、決断を迫られることで防災を人ごとではなく、我がごととして考える研修として大いに成果があったと考えます。

以上です。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 ご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。私がなぜこういう質問をさせていただいたかといいますと、職員数、正職員が317名、嘱託90名、それから、アルバイトが社会保険加入が123名と未加入が延べで99名というところで、今お聞きいたしました。実際に、先ほどの答弁の中でもそういう言葉が出たんですけども、人手不足という言葉がたまに私、職員さんの方から声を聞くことがあるんです。そうすると実際に職務を遂行していく上で、今の葛城市全体の職員数が、市長はよく人口規模に合った職員数ということを目指していらっしゃるということは聞くんですけども、今、現状どうなのかなど。実際に職務を遂行するに当たって、足りてないということが起きてないのかというところを非常に心配するわけなんです。それと、職員の採用に関していうと、今、本当に少子高齢化の中で就職をされる方がどんどん減っていったらという中で、人材の確保というのは本当に大切な問題にな

ってくると思うんですけども、年代別の構成です。ある一時だけずぼっと減ってしまっただけで、困るとか、今後も人がやめていくタイミングで、そういった残った職員さんに非常に荷重がかかってくるということがあってはいけませんので、そういったところも含めて、人材に関してどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいということがございます。

それと、あわせて、職員の採用試験、昇任試験もそうなんですけれども、やはりこういったところもどのように力を入れていくのかと。去年は3名だったのが今年は1名になっているところ、この数字が本当に皆さんの望んでらっしゃる数字なのかということも聞きたいというふうに思っております。

あと、職員の研修事業に関してといいますと、私は一般質問の方でも、研修は力を入れてくださいということで、企画部長の方から、従来OJTであったりとか、それから、研修をやったりとか、いろんな形でこれをしていただいているということは重々承知しているんですけども、どうも予算の執行に関して見ますと、予算の計上に対して執行額が少ないのではないかと。平成28年度は、私がまだ議員になる前の当初予算の金額です。内容がわからないんですけど、この当時は589万8,000円の計上をされて、執行されたのはその10分の1ぐらいかなと。去年は当初予算で135万円計上されてる中で、執行されたのが51万6,660円ということです。これに関して実際に現場の人手不足でなかなか研修にやられへんねんという、そういったジレンマはどこの組織も抱えてると思うんですけども、やはり人を育てるということをおろそかにしてしまうと、どんどん先に負担を送ってしまう。やはり、その立場、立場で必要な研修というのはどんどん取り入れていただいて、今期なんかはコンプライアンス研修なんかも重点的にしていただけないかということですので、そういったことを徹底して意識して執行するようにしていただけないかなということがございます。その中で、私自身は、今の全体の職員さんの意識、それにもすごく気にかかっているところがございます。特に私なんかは、市民の方にいいサービスをしていただくこととなると、やはり職員さんの顧客満足、CSを高めようとする、組織内のESを高めていくということが非常に大事なことだと思いますので、そういったところを、職員さんの今の現状の満足度であるとか、人手がどれだけ足りてないのかというところも含めて、ぜひ、理事者の方にはつかんでいただいた上で、こういう予算執行に反映していただけないかなという思いがございます。

多岐にわたっていろいろ質問させていただいたんですけども、今言ったような流れの中で総括的にお答えいただけるのであれば、考え方なんかをご答弁いただくと助かります。よろしく申し上げます。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 順番が前後するかもわかりません。事務的に答えられるところから順番に答えさせていただきます。

まず、研修負担金の不用額がふえている原因でございます。これにつきましては、国際文化研修所、大津の方に集約をかけて、今までは千葉幕張の方へも行ってあったわけですが、それを平成29年から、よく似た研修は、旅費等を節減という考え方から、大津の方で集約をかけさせてもらったのが、1つは研修の経費が下がった一因でございます。

それと、今年度予算に対して不用額が多いのは、端的に申しまして、委員もおっしゃっていただいていますように、やはり仕事の都合で行けないのもあるかと思いますが、予算をいただいているときには、5日間の研修をベースにして予算をいただきましたが、実際は3日間の研修があったり、2日間での研修があったりということの差で11万円ほどの不用額が発生しておるところもあります。

以上です。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

梨本委員から非常に、委員おっしゃるとおりといいますか、人材育成について、あるいは職員のやる気について重要なご提言をいただいたと、ご質問いただいたと受けとめております。人員につきましては、やはりこれほどの組織でも、適正な人数を配置すればいいのか、個人の、一人一人の能力を上げるのがいいのか、これは全体、それがミックスされての話でございますので、引き続き、これが適正な人員であるのか、適正な能力であるのか、さらには、適正な組織か、適正な人事配置かも含めて、引き続き検証、研究を進めてまいりたいと思っております。

それから、昇任につきましては、これは、主査という職位になるところで1回させていただいておりますが、やはりこれは、その節目を設けることでしっかりとその職員も自己啓発に取り組んでいただきながら、あわせて、本人のやる気、その他人物もきちっと面接もさせていただきながら、引き続き頑張ってくださいとといった意味で実施をしているものでございまして、したがって、多少年齢等もございますから、年によって対象の人数がふえたり、減ったりいたしますが、これについては引き続きやっていきたいと思っております。

それから、研修でございますが、ご質問をいただいたこの機会を通じて、また、職員に向けても、まずは我々公務員の一番の職務、これは、住民の福祉の向上を目指すということでございますが、そのベースになるのは我々行政でございますから、法律なり条例なり、この法規をしっかりと正しく理解して、きちっと正しく執行していくこと、これがコンプライアンスという言葉につながるわけでございまして、ここのところをしっかりとやっていくところを肝に銘じながらやっていく必要がございます。その中で、研修に参加するのも大事でございますが、まずはみずからしっかりと法律を読み込む、その上でみずから勉強すると。その上で、必要があればどんどん、これは機会があれば積極的に、そこは業務の折り合いをつけて研修にも参加をいただきたいし、そういったやる気のある職員に対しては、部長、課長も初め、管理職も、あるいは周囲の職員も十分に理解をして、そこはお互い助け合いながら送り出していきたいし、そういった職場を引き続き目指してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 副市長の方から答弁させていただいたわけなんですけども、まず、職員数ということについてはいろんな要素があると思っております。その中で今、検討させていただいているのが業務量調

査、一体どれくらいの仕事の量があるんやということを今、実は検証しております。それについて、やはり適正な人数というのがどれくらいになるのかということが1つ検討している最中でございます。

それともう一つは、会計任用制度、働き方につきまして、やはりこれから大きな変化を迎えるときやと思っております。ですから、それも考察の中に入れていかなくてはいけない。人員につきましては、その自治体によって任用している職員の職種も実は違います。一旦、消防の方は県広域になりましたので、実はもうカウントから40人ほど、ぽつとある一定の年度で抜けてるわけなんですけども、その地域、地域によって、例えば、公立で何かをやっているとか、本来私立でやっているとところもあるんやけども公立でやっていると、そういうふうな形で単純に同規模の自治体の人数だけを比較するということではいけない。その内容によっても変化するということでございます。

それと、検証内容につきましては、副市長の方は公務員としてのあり方ということで、非常に今、研修を強めてるところなんですけども、それとは別に、何と申しますか、市民の皆さんがお客様であるという視点に立った取り組みのあり方ということも、実は今年度からそのような研修を、構築を進めながら、3カ年で構築をするようにとは言っているんですけども、そのシステム自信の構築とそれに向かった取り組みを、実は研修を始めているところでございます。委員ご指摘のとおり、組織でやはり最終的に一番大切なのは人です。ですから、人をいかに育てていくかということが、その組織がいかに発展していくかにつながりますので、これからも更に力を入れていきたいという思いでおります。

以上でございます。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 今、市長、副市長から非常に前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。私自身も、今いろんな不祥事等で葛城市の職員の士気が下がってないかなということは非常に心配しておるわけなんですけれども、そんな中で、スタートはいろんな研修、副市長の方からは、積極的な自己研さんも含めて発言をいただいたわけなんですけれども、やはり今、現場がどういうふうな不満を抱えているのか、これは、業務量調査の中で発覚してくることもあるかと思うんですけれども、率直な望んでらっしゃる現場の声がしっかりと上下で風通しがよくなるような、そんなことを期待しております。特にそういった意味では、プロジェクトの方の計画も私は期待しておりますので、ぜひ、今年度、そういった形で進めていただきたいということでお願いしておきます。

以上でございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 3点お願いします。まず、43ページ、4目財産管理費の12節役務費、建物災害共済保険料なんですけど、これ、この間も台風災害ございましたが、公共施設に対して保険を掛けてらっしゃるということだと思んですが、教えていただきたいのは、公共施設の保険の対象範囲として指定管理されてる建物が入るのかどうか。全て聞きたいんですけど、大きくはウエ

ルネス、ゆうあい、道の駅がそうなんですけども、まずそれがどうなってるかというのが1点目。

2点目ですけども、47ページ、9目企画費の13節委託料、市公式SNS保守委託料ですけども、これ、平成30年度はもうなくなっております。検証した上で効果がなかったということで廃止になってると思うんですけども、廃止にするのであれば、実際これを1年間運用されて内容的にどうだったか。なぜそこが廃止になるかというところを検証しておかないと、また今度こういうやつを、はやってるから予算つけるとなって、結果、効果が上がらないとも限らないので、その辺の効果の検証内容をお聞かせいただきたいというのが2点目です。

最後3点目、49ページ、2項徴税費の1目税務総務費の8節報償費、ふるさと応援寄附報償費、ふるさと納税です。これについて内容を細かくは問いませんが、私がお聞きしたいのは、実際、葛城市のふるさと納税が何件分あったかということと、それと、当然、市内からほかの市に対して、自治体に対して納税されてる方がいらっしゃると思うんですけども、その場合は減免が多分適用されると思うんです。そうしたら、本来、市に対して入ってくるはずの収入もなくなってると思うので、その辺の差し引きが実際どうやったかというところをお聞きしたいと思います。あわせて、周辺市町村との比較がもしわかるのであれば、これは、わかるのであれば結構です。この3点をお願いいたします。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの奥本委員の質問にありました建物災害共済保険料に指定管理の施設が含まれるかというご質問でございます。これにつきましては、ゆうあいステーション、それから、体力づくりセンター、道の駅、3施設につきましても含まれております。

以上でございます。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣でございます。今の奥本委員の公式SNSの点についてお答え申し上げます。

平成29年度の実績につきましては、登録者数82人ということでふえておりませんでした。それで、どのような検証をしたのかということなんですけども、この構築した平成27年度に、このSNSの上限ユーザーは100ユーザーという設定がございまして、そのユーザー数以上にふやすという面で、実際市民の方を対象に募集しておったんですけども、ふえなかった。その点がまず1点でございます。それと同じように、無料のアプリ、例えばラインなど、ほかにも使えるアプリがありまして、費用面からも見直しが必要ではないかということで、平成29年度でこのアプリは終了いたしております。今後、同じようなアプリで同じような機能がございまして、その環境が整い次第、市民に向けても募集していきたいと考えております。

以上でございます。

下村委員長 米田課長。

米田税務課長 税務課の米田でございます。どうぞよろしく申し上げます。奥本委員のご質問の

方にお答えさせていただきたいと思います。

内容は3件あったかと思いますが、まず、平成29年度のふるさと納税の件数でございますが、こちらの分につきましては、80件で寄附金の総額が148万円ということになっております。続きまして、他市の方にふるさと納税をされてる方の状況ということでございます。こちらの分につきましては、平成29年度、すなわち平成28年中に他市の方にふるさと納税を行っておられる方が569件ほどございまして、寄附金額の総額といたしましては4,480万円余りがございます。これに伴いまして、市民税の方の控除額といたしまして、影響額としてあらわれておりますのが約2,000万円ほどの影響額が出ているというところでございます。

続きまして、3点目の、12市の状況を教えていただきたいということであったかと思えます。平成25年度から推計の方をとらせていただいております。12市におきまして、平成25年度は葛城市は上から数えて8位でございました。平成26年度は7位でございます。平成27年度は9位となっております。平成28年度につきましては10位、平成29年度は11位という結果になっているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。

先ほどの共済の範囲ということでございます。これにつきましては、火災、落雷、それから風水害等も含んでおります。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 それぞれご答弁ありがとうございました。共済について、指定管理も含まれるということで安心いたしました。

SNSについても、無料のアプリがあれば今後また復活するというところでよろしいですね。了解いたしました。

それと、ふるさと納税に関しましては気になってたところで、平成29年度に80件、148万円の収入に対して他市へ4,480万円で、その市民税の控除額が2,000万円あったということで、言ってみれば、とられっぱなしで葛城市が負けてると、こういう表現がいいかどうか分かりませんが、そしたら、ここをどうするか。少なくともとんとんぐらいにはなっほしいなとは思いますが、このままでいったら本当に税収が逆によその方でプラスになって、うちが減ってるという状況が続いてるので、ここを何とかうまく回るように今後検討していただきたいと思います。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 ふるさと納税は、また最近話題になっておりまして、総務省の方から、過度な返礼品は避けるようにという指示が出ております。その中で、総務省の段階でも検討はされておると思うんですが、ふるさと納税の制度のあり方についてはいろんな意見があるであろうと思われまます。ただ、葛城市の場合は交付税をいただいている自治体でございますので、必ずしも税収が減ったから、それがそのまま影響してるという形ではございません。実は、補てんを受

けるんですよ。減った分について収入の75%が補てんされるということでございますので、それについて非常に力を入れるという考え方もあると思います。奈良県の市町村でも、実はふるさと納税については非常に前向きに捉えてる市町村もございますし、直近でいいますと、荒井知事等のふるさと納税の考え方もおっしゃってるとおりで、私は、税のあり方として少し変わったシステムやなという理解をしております。本来、税収豊かなところから地方に持ってくるというその考え方は、方向性としてはいいんでしょうけども、その手法の中でそれを補てんするのは総務省の方、また交付税算入なんかで補てんされてる。ですから、税の二重の、何かちょっと違和感があるような制度なんですけども、また皆さん方の様子を見まして、葛城市にとってどういうやり方をするのがいいのかというのは、ふるさと納税で100億円集めて、交付税も要らへんし、もう行きますねんというような感じでいけばいいんだらうかな、どうなのかな。そういう形にはなかなかならないと思いますけども、そういう制度の中で何がベストかということを探しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 補てんされるということは知識としてなかったもので、勉強になりました。ありがとうございます。さっき私申ししたのは、語弊があったらだめなので言うておきますけども、ふるさと納税をふやすために何か商品を充実させろと言っているのではなくて、本来の目的であるように、葛城市を応援してあげたいという気持ちを喚起させるような、最終的にはそういう政策が必要かなと、そういう思いを知ってもらえるようなところが本来の法律の趣旨かなと思いますので、そういうところをやっぱり充実して行って、本当に商品だけでここ、ここと選ばれることのないようなものにしていただければと思います。

これで結構です。

下村委員長 委員の皆さんにお伺いしますけども、まだ質問等ございますね。1款、2款、ありますね。

(「はい」の声あり)

下村委員長 はい。

ここで暫時休憩をいたしまして、午後は1時15分から再開いたしたいと思えます。

休 憩 午後0時03分

再 開 午後1時15分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再開いたしますけれど、午前中お話が出てました防犯カメラの件について、担当部長より少し説明があるということでございますので、よろしく願いいたします。

吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

先ほど、午前中、杉本委員からのご質問で防犯カメラの場所について、後刻報告させていただくというような答弁をしたかと思えます。ただ、防犯カメラというものの本来の趣旨からいたしますと、事前にカメラの設置場所等がわかることで本来の防犯カメラの趣旨が損な

われる可能性もございますので、設置場所等につきましては一般には公開しないという対応をとらせていただいておりますことを申し添えて、報告とさせていただきます。

下村委員長 一般には公表しないということで、それでよろしく願いいたします。

それと、皆さん方に配っております時間配分表ということで、最終は9月20日の14時30分終了ということで、どうしてもこれは時間かかってくるんですけども、終了時間は皆さん方に配付しております配分表のとおり進めてまいりたいと思いますので、よろしくご了承のほどお願い申し上げます。

それでは、1款議会費及び2款総務費の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

松林委員。

松林委員 48ページの2款総務費、12目の地方創生推進交付金事業費というところの13節、市内の空き家調査等委託料という、372万6,000円ありますけれども、この調査結果をお示してください。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課の高垣です。ただいまの松林委員のご質問にお答えいたします。

まず、昨年度、平成29年度の空き家対策の契約の内容なんですけども、市内の空き家実態調査の実施、その実施結果に基づくデータベースの作成、また、市民への啓発パンフレットの作成等を行いました。その報告結果なんですけども、まず、調査期間なんですけども、平成29年9月26日から平成30年3月29日の間で行いました。その中において、まず、対象の空き家ということで市内にあります家屋の水道の利用状況から洗い出しまして、利用のされていない、実態のない家屋ということで、まず892件の対象を洗い出しまして、その中から実態調査を行っております。実態調査の結果、411件の空き家と思われる該当の家屋が特定されております。参考なんですけども、平成30年2月1日現在で、葛城市の世帯数が1万4,456件なので、それに対して411件ということで、約2.8%が空き家と思われるという状況でございます。また、その空き家の調査を行う際にまず2つの観点から調査を行いまして、不良度の判定結果、まず利用状況等、外見からなんですけども、特定空き家に近い状況かどうかという点からの調査と、利活用からの調査、今後、利活用に向けておるのかという、その2点の調査を実施いたしました。それで、不良度の判定結果なんですけども、ランクをA、B、C、Dの4段階、これは、空き家のガイドラインに伴いました区分なんですけども、それに伴いまして区分いたしております。その結果、ランクDなんですけども、一番利活用が困難と思われる件数なんですけども、合計で411件のうちの38件ということで調査結果が出ております。最後なんですけども、利活用の判定結果なんですけども、これも4段階に分けておまして、A、B、C、Dの4段階なんですけども、利活用が困難と思われる空き家なんですけども、それが80件程度ございまして、それを平成30年度の事業で、実態調査に伴いました結果から、空き家の所有者の方への意向調査という形で現在実施させていただいております。また、その結果に基づきまして、基本計画なり実施体制なり整備していくという予定で現在進んでおります。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 当初892件、それから、更に抽出して411件と、その中で特に利活用に不向きであるという空き家38件を抽出されたという、その判定基準の中で利活用できるか、できないかという、こういう基準的な考え方もあると思うんですけども、そういう基準もあれば、また、今後適正に管理をしていただくことを要望する、そういうようにまた指導を求めていくという基準に立った対象、候補というか、そういうことも考えていただきたいという、利活用とともに適正な管理も進めていただくということ、このこともどうか一つよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、午前中に引き続きまして、人事についてお聞きしたいと思います。

梨本委員から話がありましたように、前村課長、職員の平成29年度の317人と言われたと思うんですけども、当初予算313人で、平成29年は311人でなかったかなというふうに思います。それと、今言われたパート、嘱託、人数それぞれ90人、100人とおっしゃっていただきました。単純に足したら530人近くになる。そこへ社会保険に加入していないパートさん、延べで99人ですか、なってくると、そうやってきて半分としても570人ぐらいの数字になるのではないか。なぜ、このくらいの人数が必要になってくるのかということやと思うんです。職員の人数については、平成24年度、355人からずっと減ってきて、今たしか、平成29年で313人、あるいは311人まで減ってきてるというふうに思うんですが、職員数は減ってきてるけども、嘱託、パートでふえてきてるということになってきたら、全体で500人超えて、530人、540人、人口3万7,000人に対して、類似団体とか比較されて、本当にこれだけの人数が要るのかということや、毎年同じことを言うてきてるわけですけども、その辺をきちっとやってもらいたいのと、平成31年4月から条例改正で同一労働同一賃金、非正規の職員も待遇をよくするということが条例改正が今出てる。平成31年にされると、こうなってきたら、当然、人件費は上がってくる。下がることはないやろう。今、決算見てみますと、職員の人件費だけで25億1,400万円、こうされてるわけやけど、私、当初予算が間違ってるのかしらん、当初21億円余りやったんと違うんかなと思ったりして、この数字は余り正確でないので言えませんが、全体から見て、行政委員も入れて、全体の140何億円ですか、これから見て17%の人件費やというふうになってるわけやけども、本当にこれだけの人件費を投入せざるを得んのかどうかということの検証をもう一度してもらいたいというふうに思います。

それと、朝一番に、この13日に職員の逮捕者が出たということで、一応議論になりました。前々から私も言うてますように、職員研修は非常に大事やというふうに思うんです。ところが、今初めて不祥事が起きたんやなしに、今までから起きておるわけ。その中で、本当に葛城市として、何でこういうことが起きたかということやを本当に真剣に考えてもろうてんのか。例えば、6月に一般質問させてもらいました。懲罰委員会が終わって、出張旅費の問題、選挙管理委員会の問題、この問題についても飯島部長は市政検討委員会に諮りますということになってるが、実際、今現在、諮ってないのと違うんか。せやから、本当に葛城市をよくし

ていくんやということになったら、職員研修、広い意味では、それはいろんな研修も大事やと思うけど、もっと職員が伸び伸びして働けるというのやなしに、今はどうなってるかいうたら、一生懸命してる人というたら具合悪いかしらんけども、こんなん何やったかて罪も何もないねんという声も聞く。わしらは一生懸命仕事やってる。しかし、ほんの一部の人、ほんの一部の職員がこうやったら、みんな同じように思われる。これが今、葛城市の中ではないのかなというふうに私も感じてるわけです。ですから、今、1つの問題が起きました。これに対して、今すぐに市長は訓示されました。私、一番最初、14日にも言いました。起きたことに対してどこが責任あるねん。起こした人間1人の責任か。やはり少なくとも、その課、その部、みんなの責任やないかということをお私に言うてきたけども、職員はそんなこと思っでません。俺ら知らんねんというのが実態。これが今の葛城市。せやから、まず、こういうことのないような仕組みをどうするのか。懲罰委員会もあるのやったら、厳しくいくところは厳しくいく。職員には申しわけないけども、処分する。懲戒免職にするなら懲戒免職にする。こういう姿勢でいかないと、職員をかばうということもようわかるわけやけど、これが今かえってあだになってきてるのと違うんか。ことを起こしたって懲罰委員会で何もなし。口頭注意だけや。それが今の葛城市の行政の中身と違うんかなと。もっと厳しくいくのやったら、口先だけの厳しさやなしに、本当に職員も処分するなら処分する。私はこの姿勢が大事ではないかなというふうに思いますので、その辺をどういうふうにお考えになってるのか、とりあえず教えてもらいたいと思います。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村でございます。よろしく申し上げます。岡本委員のご質問に対して説明をさせていただきます。

まず、人件費につきましてですが、職員自身の人件費につきましては、平成29年度は7,200万円の減と、平成28年度と比較しましてなっております。これにつきましては、ふえてる部分は、議会議員が14人から15人になったり、それから、嘱託報酬として80人から84人というふうに4名ふえたりしておりますが、減ってる方の要因といたしまして、一般退職手当の率が下がったりしております。あるいは定年退職と勸奨退職の人数が減ったりしておりますかげんの差し引きで7,200万円の、職員人件費については減となっております。そして、嘱託員の、今度は平成29年度の決算額としては、約2億6,500万円かかっております。90人分でございます。それから、アルバイト職員につきましては、平成29年決算として約2億6,300万円かかっております。これにつきましては、社会保険の加入者が123名と、短時間、短期等の社会保険未加入分で99人の分でございます。職員とアルバイト、嘱託を含めて500人を超えるという考え方でございますが、企画政策の方で業務棚卸しの作業を図っております。効率化を何とか進めていくという、今現在、進めているところでございます。

類似団体、3万7,000人の人口に対してという考え方になりますと、市に昇格いたしますと市単独でいろんなところに職員を配置しなければならない必置の要因もございまして、それから、職員の計画を見直してないということもございました。例えば、八川にあります保育所は、当初120人定員の保育所でしたが、そこを建替えたことによりまして200

人になっております。当然、保育園児の数がふえますと、その担任数もふやさないといけませんし、それから、幼稚園も3歳児が始まりますと、それぞれそれなりに担任を置かないといけないということになってふえてきます。また、市になりまして、例えば、いろんな事務、監査等の強化を要望されますと、それなりの配置も考えなければならないというところで、職員については一生懸命頑張ってるという状況をご理解いただきたいと思います。

それから、研修等につきまして、今回の不祥事については申しわけないことですが、それにつきまして、コンプライアンスの研修も現在企画しておるところ、進めていっているところで、間もなく実施する計画でございます。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。岡本委員のご質問について、1つ目の人員の件も含めて、もう一度ご答弁を差し上げたいと思います。

午前中からの議論の中で、委員の皆様からも、逆にまだまだ仕事がいっぱいあるから職員が足りないのではないかというご意見をいただいている委員の方もいらっしゃいます。一方では、岡本委員からは常々、職員が多いのではないかと、特に臨時職員についてきちっと管理できているのかといったお問い合わせもあるところでございます。引き続き適正な業務体制がどうなっているかというところにつきましては、午前中の、市長からもご答弁差し上げましたが、現在、業務改革プロジェクトでありますとか、業務棚卸しでありますとか、組織定数、業務量の調査等いたしておりますので、これらの活動も踏まえながら、しっかりと必要の人員については確保しつつも、職員一人一人のパフォーマンスを上げるという面につきましては、研修も十分にやりながら、これはなかなかの組織も正解を見つけるのが大変な、難しい、そして重要な問題でございますが、引き続き検証しながら、よりよい方向に向けて人員については取り組んでまいりたいと考えております。

それから、職員に対する処分についてどうするかというご質問でございますが、葛城市の場合、懲罰審査委員会という委員会がございます。この委員会につきましては、市長の諮問を受ければ、懲罰の対象の事実関係でありますとか、こういった処罰が適切であるとか、そのあたりについて検討をして諮問をいたす機関でございます。ただし、これは本当に残念なことですが、現在、明るみになっております一連の件といいますのは、まさに私たちが昨年度は市政検討委員会という内部組織でもっていろいろ調査もいたしました、やはり捜査権を持った警察が動いておられるということで、次々と解明されてきた事実がございます。実際、先週、また職員が逮捕されました。これについては市民の皆様にも非常に申しわけなく思っておりますとともに、私たちも大変驚いていたところでございますが、こういった案件につきましては、やはり警察の、あるいは警察、検察などの司法の力でないとなかなか調査できない。逆に言いますと、そういった事態に今なっておるところでございます。現時点では、こういった一連の捜査の結果を待って、その上でしかるべき判断をしていく。逆に言いますと、私たちの今の段階では十分な事態の解明ができないのではないかと、いうところがございますので、これについては捜査の結論を待ってから、これはもう厳正に厳しく処分する部分については、きちっとしかるべき処分をしていきたいというふうに考えて

おります。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員、それでよろしいですね。簡単明瞭にお願いいたします。

岡本委員。

岡本委員 一応いろいろ課長なり副市長の方から答弁していただきました。いかにも、聞いておったら、530人余りの人数が適正やというふうに私は受けたわけやけど、私はそうでもないやろう。合併して14年、市になって、法定受託事務、いろんな事務がこっちにおりてきてる。今どんだけおりてきてんのか中身はわかりませんが、合併当時以後、その後はおりてきてるように思わん。今言われた保育所、200人になった。それは人数もふえるやろう。幼稚園、3歳児から受ける。これも人数ふえるやろう。それだけの理由でないのと違うんかというふうに私は思っております。ここで議論しておっても、委員長から言われたように時間ないので、そんな言い合いするつもりはないけども、やっぱりもうちょっと考えてもらいたいと思います。

それと、今、懲罰委員会の話も出てきたと思います。飯島部長の方からもいろいろ答弁されて、業務改革、業務量の調査、今、地方創生の中でやっていると。一遍に結論出るとは思いません。それと、今、副市長の方から、処分についても司法の手に委ねられてると。確かにそれはそうですよ。司法は司法ですがな。市の中で調べられることを調べる、この姿勢ですがな。ここまでは調べられても、これ以上は司法やと。わかりますがな。それで、私が聞きたいのは、名前出しませんが、前副市長、第1回弁論あったやん。そのときに誰か裁判所に聞きに行った人がおるんですか。おったらおると言うてください。我々、新聞見てしかわかりません。しかし、口頭陳述の中に行ったら、いろんなことが出てくるわけです。そういうことも参考にして懲罰委員会を開かんと、役所のことやから裁判所へ出されたやつは全部自分らの方に入手できますよというのであれば、読んだらわかりますがな。もし、できへんとなったら、なんで行かへんのや。そこらの考え方ですよ。私はそういうふうに思います。一般の人はそういう生半尺な興味やなしに、本当にどういうことが起きてるのか、現に聞きに行ってはりますがな。ほかのところでは行ってはるのか知らんけど、何でそのときに行かへんのか。いわゆる捜査を待つてするということはわかります、先ほど言うたように、それは、それも大事や。しかし、この中で調べた、調査された、あるのか、ないのか、もう一度答えてもらいたいと思います。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

逆にお願いでございますが、今、逮捕されて、生野前副市長がこの件について、犯罪行為があったという事実認定をされておられますが、こういったことにつきましては、逆に、副市長ではなくてきちっとお名前を申しいただいた方が、私としても混同されないようにきちっと言っていたきたいと思います。

それから、民事訴訟についても、道の駅の関係ではいろいろとやっておりますが、当然これは原告としてやっておりますので出席もしております。それから、今回の刑事事件につき

ましても、これは市長からも指示を受けておりますので、刑事事件は公判というふうに裁判の方は申し上げますが、こちらについてもしっかりと傍聴もしながら、行く末については見ていきたいと思いますが、ただ、これは、現在進行形で裁判をされております、その状況を、その最新の事情をそれぞれ明らかにされることをつかむといったことのみでございますので、最終的には、その一連の捜査が完了しましたら、その内容、捜査の状況等についても、経過についてもしっかりと関係の事項についてはお聞きもしながら、しかるべき処分はしていきたいと思っております。

内部の調査につきましては、これは、市政検討委員会も含めまして、確認できる分については確認もしておりますが、どこまで進んでいるか、進んでいないかについては、この場では申し上げるのを控えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 3回目で言っぱなしですので、今、副市長、名前言えって、みんな名前わかってるし、できるだけ名前伏せた方がええと思って前副市長って言うのとわけや。みんな名前は知ってはると思えます。前副市長の名前を知らん職員は誰もおらへんと思う。

今言われてるように刑事事件、それはわかりますねん。今かて市長が行くなつてとめたんかどうか知らんけども、私の言うてるのはそれでんがな。きちっと役所として自分で認識せなあかんというのやったら、誰か行く、これが大事と違うんかという話をしとるし、市政検討委員会の内容を言うてくれと私は言うてませんよ。内部で調査されてるのやったら、されてる、それでよろしいがな。やっぱりきちっと、その都度やっていく、この姿勢が大事やということやから私は聞いてるだけで、もう3回目ですので言っぱなしで、答弁も結構ですので。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 今の岡本委員の関連になるんですけども、47ページ、2款総務費、9目企画費の8節報償費のところで、市政検討委員会委員報償費というのがございます。これは、きっと外部委託で先生方に知恵を貸していただいているというところもあると思うんですけども、その回数です。言える範囲で回数なども教えていただけたらというふうに思っております。

あともう1点、その上の報酬のところになるんですけども、行政不服審査会委員報酬、こちらの方は私、どういったことをしてる会かということ存じておりませんので、これもあわせて教えていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課の高垣でございます。ただいまの梨本委員のご質問についてお答えさせていただきます。

市政検討委員会なんですけども、現在までで17回開催させていただいております。ちなみに、平成29年度中の実施回数なんですけども、合計で10回開催しております。その内訳なんですけども、まず、防災行政デジタル無線についてということで3回実施いたしております。

その後、道の駅かつらぎの事業についてということで7回、これまで実施いたしております。

以上でございます。

下村委員長 内蔵課長。

内蔵総務財政課長 総務財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの梨本委員の、行政不服審査会委員報酬の中身についてということですが、こちらは、生活保護の執行停止ですとか、児童扶養手当の不認定等々の行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立てに対する諮問機関となっております。平成29年度につきましては不服申し立てはございませんので、1回開催はしておるんですが、こちらは役員改選による再委嘱の会議をしておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 失礼します。

先ほどの回答で、補足だけお願いさせていただきたいと思います。報償費についてなんですけども、市政検討委員の弁護士の方と公認会計士の方に対して、1回1万5,000円ということでお支払いさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。昨年度は10回開催していただいたところで、それぞれ弁護士の先生、公認会計士の先生、本当に外部の知恵をかりるということも私、大切なことではないかなと思っております。ただ、何でもかんでも外部に頼るということではなくて、内部で進められることもあろうかと思うんです。先ほど岡本委員からも、できるところをスピーディーにやっていったらいいという趣旨で発言された部分もあったと思いますので、ぜひ、そういったところも、市政検討委員会だけでなく、それ以外のところでもスピード感を出して進めていただきたいということで、これはお願いだけしておきます。よろしくお願いいたします。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

梨本委員のご質問の中の市政検討委員会でございます。少し説明が不十分でおわびをいたしたいと思います。市政検討委員会の中のメンバーには、私も入っております。あと、外部の知見なり客観的なご意見なり、専門的な知識ということで弁護士と公認会計士、あと、当時は市の職員であった者、今もそうなんですけど、も一部入っております、市職員につきましては、誰が入っているかということについては、名前までは別の委員会では明らかにしておりませんので、今回も申し上げませんが、そういった意味では、私たちも入りながら、専門的な外部の知見もいただきながら運営しているものでございます。

以上でございます。

下村委員長 梨本委員、それでよろしいですね。

梨本委員 はい。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 52ページの1目戸籍住民基本台帳費の19節負担金補助及び交付金の、地方公共団体情報システム機構の負担金と交付金とあるんですけども、おそらく、これ、マイナンバーに関するところだと思うんですが、負担金はほぼ予算と同じでいいんだと思うんですが、交付金が424万円に対して7万3,000円と下がってる理由はなぜか、教えていただけますか。

下村委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。よろしく申し上げます。

7万3,000円につきましては、個人番号カードの再交付について、誤って再交付、本人さんの負担で再交付の手数料をいただてる分を、誤って上げておった分を返還させていただくという意味合いで7万3,000円を上げさせていただいている分でございます。当初の予算額からの減額につきましては、当初予定しておりました事業について、国の仕様書の関係で執行ができなかった形で減額となっております。以上でございます。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 いまいち理解できなかった。再交付ということは、何かトラブルか問題があったということでしょうか。もしあるのであれば、その詳しい説明をいただけますでしょうか。

下村委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 再交付につきましては、本来、再交付は個人さんからいただくものであるわけなんですけども、それを計上し間違えまして、その分を負担金としていただいた分を上げさせていただいたものでございます。

以上です。

下村委員長 西川課長、もう少しわかりやすい答弁をお願いします。

西川市民窓口課長 再交付につきましては、通知カードの再交付の分で、500円掛ける137件で6万8,500円、マイナンバーカードの再交付で800円掛ける5件の4,000円と、これで7万2,500円という形になるわけなんですけども、この分を手数料ということで、入での方で上げさせていただいてるという形でございます。

(「確認しますので、時間いただけますか」の声あり)

下村委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後1時51分

再 開 午後2時00分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

西川課長の答弁からということによろしいでしょうか。

西川課長。

西川市民窓口課長 混同しておりまして申しわけなかったです。

国からの交付決定金額が285万6,000円に対しまして、平成28年度からの繰越し分が278万

3,000円と。その差額の7万3,000円を平成29年度分で足しまして、合計285万6,000円を支出した形の中で7万3,000円というものができておる次第でございます、先ほどの個人番号カードの再交付等につきましては間違いでございましたので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 簡単に。40ページ、13節、午前中も聞かせてもらったんですけど、法律相談業務等委託料533万5,200円となってるんですけども、この報告書を見てたら、無料法律相談業務委託料で95万円上がってるんです。残りというか、この差額というか、何があるのか教えていただきたいです。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

法律相談業務委託料533万5,200円の内訳でございます。まず1つ目なんですけど、77万7,600円、法律顧問への委託料でございます。続きまして、2つ目が無料法律相談の委託料といたしまして95万400円、また、次なんですけども、柘の郷より訴訟を起こされておりました、それに対する応訴の費用といたしまして144万7,200円、また、給食センターに対しても訴訟を起こされておりました、それに対する裁判費用といたしまして162万円、それと、また、告発状という形で、地方公務員法違反、虚偽公文書作成の告発状の作成業務委託という形で54万円、上記の内訳で合計533万5,200円となっております。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。

杉本委員 はい。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 46ページ、自治振興費の中で、まず、15節工事請負費88万8,300円の執行ということですね。それと関連して街灯の設置補助金、毎年450万円予算が組まれて、450万円ほとんど近いほど執行されてる。大字の助成金やと思うんやけど、その内容。

それから、まちづくり事業一括交付金、前々からこう言うてるわけやけど、この報告書の中で、まず、地域振興活動事業相当分、安心・安全なまちづくり事業相当分、環境美化促進事業相当分、広報、こう分かれてるわけやけど、今、区長さんが、ころころと言ったら怒られるけど、大体2年に一遍とかかわっていかれる。一括交付金でぼーんと大字に支払いしてるわけやけども、各大字の方でそれぞれ、役所の方は、例えば、地域振興活動事業相当分ということで支出されてると思うんやけど、地元の方でこういうことがなかなか理解しにくいと思うので、一括交付金、途中でこないしてぼーんとかわったわけやけども、前々から言うてるように、個々に分けて支払いしていく。そうしないと大字の方も、役所の方でいろんな形の中で助成金という形で大字の方に助成をされてる。これはありがたいことやと思うわけやけど、中身が本当に理解されてるのかなというふうに思います。それで、もう一遍、地域

振興活動事業補助金、例えば、どんなところへ使うんや。例えば安心・安全なまちづくり、どんなところへ使うんや。環境美化、どんなところへ使うんやということをもう一度教えていただきたいのと、各区長さんにそういう説明をきちっとすべきではないかなというふうに思います。

それと、何回も質問したらあかんで、特に安心・安全なまちづくり事業補助金、可搬ポンプが24カ大字というふうに今、ここに書かれておる。しかし、平成29年度で、後で言わなあかのかしらんけど、大字忍海、可搬ポンプ、助成してる。それが今この24カ大字の中に入ってるのかどうか。それと、24カ大字のうちの14カ大字、合併前から旧當麻地区は自警団をきちっとされてる。15カ大字のうち14カ大字はきちっとされてる。今も訓練もされてると思います。しかし、新庄地区の10カ大字、どこの大字かということと、本当にきちっとポンプも動かしてやってるのかどうか。やってる大字はおそらく半分もないやろう。ほこりをかぶってる大字もある。そんなんでも7万円出してる。そこらはどういうふうに考えておられるのか教えていただきたい。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

ただいま岡本委員のご質問で、まず、自治振興費の工事請負費88万8,300円のうちの生活安全課所管の分で62万460円分につきましては、大字間の街灯設置工事ということで3件の工事をさせていただいております。うち2件がLED灯への取りかえの工事と、新設での1件の計3件分ということで設置させていただいた分でございます。

続きまして、大字への街灯設置補助金でございますが、こちらについては成果説明書にもございますように、改めて大字の方で新設で設置されたものが41基ございますのと、街灯取りかえ数ということで370基、こちらが蛍光灯からLEDへの交換の分と合わせて370基に対する設置工事費等に伴う補助の分ということでございます。

以上でございます。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣でございます。

自治振興費の工事内訳の企画政策課分について、まずご報告申し上げます。工事請負費といたしまして26万7,840円、これは、バス停の疋田地内の横断歩道の設置に伴う工事費用といたしまして計上いたしましたものでございます。

続きまして、まちづくり事業の一括交付金事業につきまして、岡本委員の質問についてお答えさせていただきます。まず、この制度につきましては、平成23年度から実施いたしております。平成22年度まではまちづくり事業の担当分、広報配布事業につきましては企画政策課として交付しておりました。また、安心・安全なまちづくり事業相当分といたしましては、生活安全課として支払っておりました。また、市内一斉清掃事業相当分については環境課から支払っておったものでございます。これを平成23年度から大字一括交付金要綱を設置いたしまして、大字に一括して支払っておるものでございます。その内容につきまして、一応確認のためにご報告いたしますと、まず、地域振興活動事業につきましては、大字が実施

する地域振興活動事業に要する経費、コミュニティに関する事業であったり、お祭りの一部について充ちたしておると聞いております。

また、2番目なんですけども、安心・安全なまちづくり事業の内容につきましては、1番、大字等が行う自主防犯活動、2番、市が行う防犯に関する施策への協力及び連携、3、その他防犯に関して必要な活動、4、防災訓練、5、市が行う防災に関する施策への協力及び連携、6、その他防災に関して必要な活動、7、消防施設の維持管理等でございます。また、2番目といたしまして、消防ポンプの維持管理に係る費用についても1大字7万円ということで支給しております。

また、次なんですけど、3番目といたしまして、青色パトロール車の維持管理費につきましても、1台当たり7万円ということで支給いたしております。

3番目なんですけども、環境美化促進事業といたしまして、市内の一斉清掃事業に対する事業及びその他環境美化促進事業といたしまして、地域のアメニティーを高める推進事業費といたしまして支給いたしております。

最後の4番目なんですけども、広報紙等の配布事業といたしまして、広報紙の配布に関する協力に関する費用といたしまして、1世帯当たり1,000円について支給いたしております。

また、忍海の可搬ポンプですか、ポンプ車が平成29年度に当たっておるのかというご質問なんですけども、これについては平成29年度分には計上されずに、平成30年度に入っておる予定と聞いております。

以上です。

下村委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。

ただいまの岡本委員のご質問の中で、こちらの一括交付金につきまして、もう一回分けたいのではないかとご質問がございましたけども、今、課長から経緯がありましたとおり、もともと複数の担当課がそれぞれやっていたものを1つにすることによって、手続を一元化することによって、大字にとっても手続面で簡素化されるという趣旨で導入されたのかと存じます。ですので、こういった手続面については、大字の方からは一定の評価をいただいていると認識しておりますので、こちらについては継続してまいりたいと思っております。

一方で、内訳になっている個々の事業についての内容がわかりづらいというお話がございましたけども、それにつきましては、補助金について各区長会等で説明する際に、事務局から丁寧に説明するという姿勢が必要かと存じますので、特に新しく入られた区長さんに対しては、担当課より、より丁寧な説明を心がけるように努めたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ回答していただきました。工事費につきましては、一応、大字間ということやんな。ということは、防犯灯の関係については、100メートルを1つの基準にしてあるということやけども、まだまだ大字間で街灯の不足してるところがようけあるやろう。もちろん、そ

れは地元から要望せんとあかんのかしらんけども、こうして予算を組む以上は、担当課で巡回をして、例えば、通学路なら通学路、買い物道路と言うてええんかしらんけども、人がよく通るところについては、こちらからもチェックをかけていくということでもらったら一番ありがたいなというふうに思います。というのは、今言うてる街灯の設置補助、この分についてもなかなか地元の方でそういうことを知られへんので、地元の領分は、家のないところであっても大字の方で設置せないかんということになってると。それが多いん違うんかなと思うのと、お金のことばかり言うのと違うけど、毎年450万円。1年、2年やったらええけども、5年も6年も同じ金額がついてて、同じ金額をずっと執行していつてるわけやんな。本当に葛城市内でまだまだ防犯灯が要るのかどうか。修理とかつけかえとかわかりますよ。新設のところでそれぐらい要るんかなというふうに思うんで、その辺もチェックしていただいたらというふうに思います。

一括交付金、飯島部長の方からも一括でということで、私は、根性悪で言うてるのやなしに、今のやり方でいったら、言葉は悪いけど、ばらまき違うんかいというふうに私はずっと感じてます。ということは、今言われたように、それぞれ1つずつ理由があるわけ。地域環境というのは、その当時、まちおこし、大字の方で、今言われただんじりとか、昔からやってる行事、この行事が衰退していつてる。そういうことをまちおこしとして復活させていただくという形の中で、こういう予算のつけ方で決めさせてもらったんじゃないかなというふうに私は思ってます。今言われたように、安心・安全、自主防災、防犯ということで、もちろん当初もそうやったけども、結局この分については、自分たちのものは自分たちで守っていくんだ、この考え方、ですから、自分たちの村できちっとこういう安全を守っていきますよということから、市の方にも助成願いたいということで要請された。こういう経緯があると思います。

それと、今言いましたように、この中で可搬ポンプ、先ほど言いましたように、當麻地区の14カ大字、これはきちっと自警団が活動しておられるので月に1回とかエンジンもかけている。しかし、旧新庄地区の10カ大字、先ほど言うたように、担当と違うからやけど、大字名を教えてほしいのと、どの大字はどんな点検をやってるねんということまで調べていかないと、7万円の金が生きてこない。私、今言いましたやん。どこの大字とは言いませんけども、ポンプがほりかぶって、火事いったってエンジンかかりませんよ。そんな大字があるやろう。前からもこれは指摘してるわけやん。せやから、それやったらそれで、お金渡したらあかんというのやなしに、地元に行って、ポンプがある以上はきちっとやってくださいよ。初期消火できるようにやってくださいよ。消火栓だけで初期消火済むのなら、可搬ポンプは要らん。いろんな経費かかるやろうということでわざわざ7万円出してる。それが何もせんといいただきます、これが現実の大字があるやないかと、せやから、先ほど言うたように、一括補助金を出していったらばらまきやというふうに私は思うという話と、それから、(3)の②環境美化促進事業44カ大字、1カ大字4万円、この根拠は何やねん。環境衛生委員さんの報酬やろう。その報酬が大字の区長会の中でまじめにやってる大字とやってない大字とあるやないか。これも大字、分けてくれたらどうやというのがこの金額やろう。そういうこと

が、私の言うてることが事実とするならば、いかにも助成さえすればええ。本当に自分たちのものは自分たちで守っていくんだ、こういう住民の意識、だんだん薄れていく。せやから、私はいつも口を酸っぱくするように言うてるわけやん。これ1つとっても。せやから、やっぱり行政の方が何でも公助するのやなしに、自助という言葉を使うんなら、自分たちのものは自分たちで守っていくんですよ。そのために協議費も払うてるわけや。そういうことをきちっとやっていく、これが大事と違うんかなと思うからしつこく私は言うてるわけですよ。

それと、広報も1世帯1,000円、どこから始まったとは言わへんけども、これも何で一括になるねん。広報は広報の予算、目を持つてるわけやん。印刷は文書広報費で印刷してるわけですよ。配布の報酬だけをここから払う。本当に支出の仕方はこれでいいんか。目の使い方、そこからしたら正しいのかということで毎年同じ質問してるわけやけど、一向に変えてくる気は全然ない。勝手にしゃべっておけ、行政は行政でやっていくねんというのが今の葛城市の姿勢ですので、もう一度答弁いただきたいと思います。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本委員からのご質問でございますが、今の形に理由があつて、経緯があつての話と認識をしております。補助金、交付金についてはいろいろなスタンスがございます。例えば工事につきましては、これは、現場の仕上がりまできちっと竣工検査をしながらやるものもございますが、こういったソフトの補助金、交付金に対しましては、ほかの部局がそれぞれ個別に持っているものもございますが、そのソフトの対象の行為をそれぞれの大字が、最初から最後まできちっとやっていらっしゃるかということをして職員がついて回るとか、そんな確認の仕方でもできませんので、やはり一定程度、これは実績報告書等に基づきまして、基本的に性善説と申しますか、正しく申請をしていただいている、その制度についても正しくご理解をいただいているというもとに、その支出の証拠書があれば、それでその行為の確認をして支払いをしているという形になっております。その中で、今回の一括化がなぜなされたかということにつきましては、これは、逆に申しますと、それぞれの名目、項目、メニューがございますが、そのメニュー間での流用でも何でもありだと、どんぶり勘定で大字に渡せば、後は何に使っても構いませんよと、そんな形にはなっておりませんので、それぞれにきちっと目的があつて積算があるわけでございますから、それが大字の間で十分に共有がなされていないという課題を、今、委員からご指摘いただいたんだと理解をしておりますので、そこにつきましては担当課で、交付金自体は手続の簡素化のために一括してお出しはしておりますが、それぞれの内容に関係の深いそれぞれの所管課が、しっかりと大字の皆様にご説明が実行していただけるように、かかわり合い方につきましては今いろいろとご意見を賜りましたので、そこはしっかりと考えていきたいと存じておりますが、交付金の形につきましては一括交付金だからと、そこが問題であるのかどうかということにつきましては、歴史、経緯もあつてこういった形になってまいりましたので、必ずしもその部分について今現在、この段階で見直しますということは申し上げられないかと思っております。引き続き適正な執行を心がけて、研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。

岡本委員 大字名。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣でございます。

ポンプを持っておられる大字名を申し上げます。南藤井、寺口、疋田、笛堂、北花内、薑、新村、南花内、西辻、平岡、以上10カ大字でございます。よろしく申し上げます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 3回目で言いつばなしやけども、今、大字、すっきりできへんかったので調べさせてもらった。どことどことは言わんけども、この中で少なくとも3カ大字、4カ大字、ほこりかぶってる大字があるということやから、一遍、松山副市長が答弁されたように、きちっと実績もあるねんから問題ないと。それは理事者側はそうやろう。せやけども、言いたいのは、皆さんからいただいた税金を全て出してるという頭を持っていただきたいということ言うてるわけや。何も無駄遣いしてるとは言わへん。せやけども、今言うてるように、少なくともこっちから出すということは、監査をするのと同じことで、きちっと書類だけやしに、本当にそういう目的で使うてくれてはるのかということをチェックするというのは職員の仕事やと私は思いますよ。だから、何も俺は行政を責めてるわけでも何でもなし。副市長は副市長でそういう答弁しかできへんやろう。せやけど、実態はそうやないですやろうということ私を私は申し上げてるので、分割することは一切考えてないというのなら、私は理事者と違うので、何ぼ言うても仕方ない。せやから、それできちっとしてるといふならそれでよろしいけども、そういうことが我々の耳に入ってくること自身がおかしいから言うてるということですので、もし改められるところがあるとしたら、改めてもらいたい。それしか言いようないしな。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 2点お願いします。関連で一括交付金についてお尋ねをいたします。私も大字の会計を過去にやって、この一括交付金の報告については相当シビアな形で各大字がご報告されてるといふのは、自分も認識をしております。特にこの4本柱でどんなことを1年間やってきたんだと、こういうふうなことで報告をした記憶がございます。各大字は、この一括交付金を非常に有効に使われておるのかなというふうに思います。特に小さい大字におきましては、いろんな収入、団体さん等の寄附金等のない大字については、これが数少ない、住民の皆さんからいただく以外の収入としては、貴重な運営費になっておるといふふうに認識をしております。ただ、私、このことについては毎年、決算、予算のところでもお願いをしております。この算式につきましては、先ほどご説明あったように、平成22年から平成23年に、できるだけ過去の配分に支障のないように、それに合うような配分の仕方を根拠として定められたのがこの算出根拠やなど、こういうふうに認識をしております。違うたら違うたと言うてください。ただ、この算式も確かに過去の平成22年以前の支払いとよく似た形で支払いして

いただいているというのは認識をしてるんですけども、まず、地域振興活動費については、100世帯以下と100世帯から500世帯、500世帯から1,000世帯、こういうふうな比例配分といえますか、小さい大字には12万円という高い基本額を渡されて、公平性を保たれてるのかなと、こういうふうな理解をします。安心・安全につきましても、300世帯以下が5万円で、これは500世帯以上が16万円と逆の比例配分をされておると。安心・安全な取り組みについては、1世帯ごとに費用が平等にかかるからというふうな算出根拠かなというふうに思います。あとは一律とかいう配分であると。ところが、ここに抜けてるのは、世帯数プラス面積当たりなんです。大字というのは広い面積をどう管理していくかということも大字の運営としては非常に必要な業務といえますか、広い面積を、街灯であれば、50メートルごとに街灯をつければ広い面積の方がたくさん要ると。ところが、人口密度の高いところは比較的コンパクトなところで運営、いろんな水害対策も含めて、少なくで済む。ここに面積に対する配分というのがないというのが私の疑問点でございますので、その辺のところを先ほど飯島部長は、この算出根拠でずっとやっていくんだと、こういうふうなご説明でございましたけれども、今後はそういう面積に対する配分も考慮に入れる必要があるのかなと。その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、2点目でございます。48ページ、地方創生推進交付事業費の13節委託費、電線類地中化検討資料作成業務委託料253万8,000円でございます。これは、こういうことを進めるんだという平成29年度の検討資料を委託してつくっていただいている。いろいろと情勢も変わってきております。今後、この地中化事業をどのように考えておられるのか、まずその辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

下村委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。ただいまの増田委員のご質問のうち、一括交付金の部分についてお答えいたします。

面積割の導入ということでございますが、そのようなお話、実は過去の区長会においても同じようなご意見あったかと存じます。先ほども岡本委員からのご意見もございましたので、このまま永久にこのような制度でいくということはございませんでして、必ず地域の実態というのも変わり得る話でございますので、そういった実態も見据えながら、今後、面積割ということも1つ選択肢として検討していくべきではないかと考えております。

以上でございます。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。ただいまの増田委員のご質問でございます。

電線類地中化の検討の業務でございますが、昨年度におきまして、その前年、平成28年度に優先する路線等の着手の検討を行いまして、その中から日本遺産に登録されました竹内街道につきましても無電柱化につく関係機関との協議資料等の作成のために業務委託を発注いたしまして、今回、その成果ができたわけでございます。ただ、電線類地中化ということにつきましても、それぞれの電線類の機関等ともいろいろ協議をしていかなければならない。また、今現在進めております協議の中におきましても、電気、電話、ガス、水道、それから、

現在、下水道もその道路にも入っております。また、道路管理者でありますうちの建設課等ともいろいろと検討をした中でありますが、やはり以前からも問題となっております1キロメートル当たり約5億円以上の費用がかかるというこの莫大な事業について、これをどのように国費等を活用しながら行っていけるのかということも、この事業を進めていく中においては、非常にその財源をどういうふうに確保していくのかということも課題となっております。また、いろいろな部分でなかなか道路的にも狭いという場所でもございます。いかにしてこの事業ができるのかということも今後検討をして、その対策を考えていきたいというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 私、区長会でそういうお話出てるというのは初めて聞いたんですけども、そういうふうなところででもそういう意見が出てるということでございますので、十分、再度ご検討願うときには、そういう面積という算出根拠も導入をしていただけたらいかかなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

それから、電柱に関しては、私が聞いたかったのは、竹内街道沿いの無電柱化をまだといいますか、今後ともそれを視野に入れて進めるかどうかを検討してるのか、それとも、こういうご時世でございますので、防災を中心とした考え方にシフトして、それによって地域の安全・安心の担保が保たれるような、危険なところの電柱を地中に埋めるというふうな方向にシフトされるのか、その辺、観光を主眼に置いた無電柱化やと言わはるのやったら、それはそれで結構ですけど、どちらの方を向いておられるのか、その辺の確認をしたかったということですので、再度お尋ねをいたします。

一括交付金については、もう結構でございます。

下村委員長 増井部長。

増井都市整備部長 平成28年度に検討の資料を、場所を確定した中においては、先ほど申されましたように、観光を主眼とした竹内街道であるのか、また、防災、安全・安心の方の路線であります新庄駅前通り線というところで、候補地としては当時上がっておったわけでございます。その中から優先的な方としては、まず観光というところで竹内街道を今回のターゲットとして検討の協議資料を作成する業務委託を行ったわけでございます。ですから、防災という方にシフトを、軸足を変えれば、またそれに伴った委託等もやっていかなければならないのかなど。どちらにしても、この事業については電線事業者の協力なしにはならないわけでございます。当然、関西電力、またはNTT、それから、それ以外にうちの入っております水道、下水、これらも含めた中でどういう工法が一番費用対効果が上がるのか、また、安くおさまるのか。今のところ竹内街道につきましては道路幅員等の問題もございます。実際に取り込んでおられるのは各家庭でございます。まず、電線が地中に入ると、そこから各家庭の引き込みとかいう部分についても、費用がまた個人負担も発生するのかなというところも懸念されるところでございます。今後どのような形ができるのか、また、この事業そのものが実際にやっていくだけの、先ほど申しましたように、財源の確保というものが非常にやはり大き

いものでございます。下水道でもメートル当たり何ぼというかなり高い費用の公共投資でございました。まだそれ以上にこちらの費用というのは、莫大な費用がこの事業費としてかさんできますので、実際にこれがどこまでやっていけるのかということも、また皆さん方と議論をしながら事業も進めていかなければならないのかなど。竹内街道についての検討の各協議資料はできましたが、今、電線事業者等とも話をしておる中ではございますが、なかなか実現に向けてはほど遠いような内容というような現状ということでご説明をさせていただきます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。私が聞いたかったのは、平成29年度の段階ではこういう検討資料も作成されて、竹内街道でどうやというふうなことを検討されてたけども、平成29年、平成30年と時間がたつにつれて、その勢いはますます前向いて行ってるのか、いや、ご時世が、私、風水害、地震等を見てますと、必ずといっていいほど電柱が倒れてるという事象を、非常に多くニュース等で目につくことがあります。こういうふうなことも地域のライフライン、安全に保つためには、地中化をすることによって地元の安心・安全なまちづくりに貢献できる1つの取り組みかな、観光を主眼に置くのか、地域の安全、防災対策を主眼に置くのかという見直しを検討されてるのかなということを知りたいんですけども、現状は当初どおりやというご認識であればそれで結構ですけども、できましたら、そういう多くの費用を投じて地元住民の方に効果のある事業であってほしいなということをお願いして、以上で質問を終わらせていただきます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 46ページ、9目企画費のところをお願いしたいんですけども、1節報酬のところ。情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬、それから、その下が情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬というふうになっておりまして、私、初めてですので、この2つの違いがよくわかってないというところで、まず内容と、それから、回数の方はこちらの方で4回、1回というふうに書かれてるわけなんですけれども、それぞれのメンバーさんがどういうメンバーで構成されてるのかということと、あと、単価です。それぞれその報酬の単価を教えてくださいと思います。

あと、これに関連してと言っているのかどうかかわからないんですけども、情報公開というところで、昨今、情報の管理に関するところで、情報漏えいなどいろんな問題も市で生じてるわけですので、例えば、文書管理のあり方であるとか、それから、今の公文書の扱い方なんかも今、現状でどういうふうにされてるのかということをお知らせくださいと思います。よろしくお願いたします。

下村委員長 内蔵課長。

内蔵総務財政課長 総務財政課、内蔵です。よろしくお願いたします。

ただいまの梨本委員のご質問で、情報公開及び個人情報保護審査会と内容、メンバー、そ

れから単価につきましてお答えさせていただきます。まず、情報公開及び個人情報保護審査会ですけれども、こちらにつきましては、公文書の開示請求に対する決定等に不服がある場合の審査請求に対する諮問機関でございます。メンバーといたしましては5人で構成されております。現状、弁護士さんが3名、大学教授2名となっております。単価につきましては、日額1万2,000円となっております。

続きまして、情報公開及び個人情報保護審議会の方ですけれども、こちらの方につきましては、情報公開条例に規定しております本市が保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する重要事項につきまして、各課から出てきました諮問に応じて調査、審議する機関でございます。こちらにつきましては構成員が7名となっております。弁護士さん2名、大学教授1名、行政相談委員2名、人権擁護委員2名となっております。あと、単価の方でございますが、日額8,000円となっております。

以上でございます。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの梨本委員の文書管理全体にかかわるお話でございますので、私の方から説明をさせていただきますと思います。議会の一般質問でも答弁はさせていただいておりますが、まず、公文書の作成につきましては、葛城市文書取扱規程に基づきまして各担当課で起案、決裁に回っていただくということになってございます。それから、その決裁が終わり完結した文書につきましては、文書編さん保存規定というものがございまして、そちらによりまして保存年数が定められておるということでございます。その保存年数によりまして、新庄庁舎ですと2階の西棟にございます書庫に、1年を経過したものが収納されるといったような運用をさせていただいております。なお、永年の文書につきましては、2階の書庫の一番奥に耐火書庫がございまして、そちらに永年分は保存するといったおさげな流れになってございます。

以上です。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 ありがとうございます。審査会の方はよくわかりました。審査会の方は、これ、議員は入っていないということよろしいでしょうか。議員はメンバーには入っていないことですね。結構です。わかりました。

あと、情報公開の方なんですけれども、私が聞きたかったのは、文書管理に関して本当にこれからいろんな課題が出てくると思うんです。しっかりと誰が申請しても、いつの時期に申請してもちゃんと同じものが出てくるのかなということに関して、私は非常に心配しております。というのも、公文書の取扱いに関しては、もう少し厳格にやっていく必要があるのかなというふうに私自身考えているんです。その辺、またしっかりとやっていただくということをお願いしておきまして、1つ確認なんですけれども、申請時期とか申請者によって公文書の開示される内容が違うということはないかということだけお聞かせいただけますでしょうか。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

それぞれ完結いたしました文書につきましては所管で保管をしているといった形になってございますので、全体的な運用から申しますと、公文書のリストがあって、それに基づいて請求があれば、該当する文書をピックアップして開示するといったことになるかと思っておりますので、基本的には同じ文書が開示されるべきというふうには感じているところでございます。

以上です。

下村委員長 梨本委員。

梨本委員 承知いたしました。基本的には同じものが開示される、これは本当に当たり前の話だと思っておりますので、その辺しっかりと原課の方で管理すべきは管理するということなので、誰が担当しても、どの時期であってもしっかりと対応していただくということをお願いしておきたいと思っております。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 47ページ、企画費の負担金の関係ですけども、ここで3つの項目書いてるわけやけど、まず、葛城広域行政負担金、組合負担金の内訳です。それから、市町村の基金分担金100万円、これは、当初聞いておりますのは、平成28年、平成29年、2カ年間で基金をしていくということで聞いておるわけで、今、これ、平成29年度入ってますけども、平成30年度も予算化されてるように思うわけやけども、どうして変わったのかということです。これが1点と、防災行政無線、大きな金額、8億円余りかけてされたわけやけども、この中でデジタルの戸別受信機、3月補正で400台購入された。これはこれでええわけやけど、アナログの無線機の処分をどういうふうにされたのかということ。それに加えて、旧新庄地区、有線放送を今まで使わせてもらって、今年4月から無線にかわった。ところが、本線についてはNTT、大字間では有線をそのまま残しておると。今回、大きな台風、旧新庄の方は少なかったですけども、電線も垂れ下がっておるといようなことになって、交通事故でも起きたら大変なことになる。その辺の考え方をどうされてるのか。

それと、前から副市長に言うてる屋外トランペット、今の西日本でもいろんな情報は外から聞いた。東日本も一緒やったと思えますし、ほかの災害のときに戸別受信機、中だけで本当にええのかということも、今、実際に災害が起きたところでは議論されて、屋外でトランペットが設置してあったら、外から聞きましたということをしてテレビで再三言われてるわけで、今、市長の方からも、当分見させてくれという話もあったと思えます。しかし、災害はいつ起こるかわかりません。ですから、市民の安心・安全を守っていくためには屋外トランペットも必要ではないかというふうに思っておりますので、その辺の考え方についてお聞きしたいというふうに思っています。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

3つ目の防災行政無線の関係から先に私の方からご答弁を差し上げたいと存じます。まず

は、このところの豪雨、あるいは台風による被害でございますが、私、認識違いをしておりましたら後でおわびを申し上げたいと思いますが、近年の台風の災害のときに、逆にマスコミ等で報道がされておりますのは、屋外のラップスピーカーの声では何を言ってるのか避難の情報が聞こえなかったというふうなことがマスコミでは盛んに報告をされていたように存じます。それから、導入のときに、これは再三私の方からご説明をしておりますとおり、また、市民の皆様もこのところの、特に台風豪雨での被害によりましてご実感もいただいたと存じますが、戸別受信機という非常に高コストではありますが、一世帯一世帯に確実に避難に関する情報をお届けするという意味では、本当に今回の災害のときにも、整備してよかったなということは中でも市長とも申しておったところでございます。もし、認識に誤りがあれば、その分についてご確認いただきまして、もう一度ご提示をいただければと思いますが、私の方ではそういうふうに理解をしております。

それから、とはいうものの、これは、基本的にはご自宅等に配置をされているものでございますので、不特定多数の方がお集まりになるようなところには、例えば、新町の第一健民グラウンドでありますとか、あるいは尺土駅のように市民の方、それ以外の方も含めて多くの方がお集まりになるところには、屋外のラップスピーカーもあわせて従来どおり、これは、市内14カ所には設置をしておりますので、それが葛城市にとって最善のベストミックスであろうと。8億円のお金はかかりましたが、それでもできるだけ最善のバランスであろうということ判断して今まで来たものでございますので、引き続き同じご答弁にはなりますが、方式はかわりましたが、このやり方になれていただいて、よさも実感していただきたいと、このように思っているわけでございます。

それから、旧新庄町の有線につきましては、これも既に同じ問い合わせに対して市長からもご答弁を申し上げているところでございますが、一挙に全てを撤去するとなれば、撤去するだけでかなり多額の費用がかかってまいるわけでございますので、ここについては時間をかけて考えていきたいということは既にご答弁を申し上げておりますが、ただ、特に前回の風が強い台風におきましては、やはり断線をして垂れ下がっているといった箇所も発生しておりますので、それにつきましては市の方で、各地認識をしたものにつきましてはすぐに撤去の対応はさせていただきましたが、もし、こちらの方で対応漏れ等があってもまだ危ないじゃないかというふうな情報がございましたら、それについては、その情報を寄せていただきまして迅速に対応させていただきたいと存じます。

負担金の内訳につきましてはそれぞれ担当課の方からご答弁を申し上げます。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。

葛城行政事務組合の負担金の内訳についてご報告申し上げます。まず、総務費分と大きくは葛城の休日診療所分の運用費用に負担金といたしまして、葛城市といたしましては262万4,000円を平成29年度には支払っております。

次に、葛城ふるさと市町村圏基金の負担金でございます。この100万円につきましてはのち身なんですけども、職員の合同研修事業、安全メールの配信事業、地域づくりの人材育成事

業補助金と組合のホームページの管理費等に充てられると聞いております。

以上でございます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

先ほどの防災行政無線の質問の中で、1点、旧當麻町のアナログ式の防災無線戸別受信機につきましては、デジタルの受信機を設置したときに交換で業者の方が引き取りさせていただいて、請負の中で処分をさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 葛城広域の関係で基金幾らやと聞いておってんけども、その答弁なかった。後で言うてもらったら結構やと思いますけども、それぞれ総務関係、休日診療、もちろん広域で負担はしてるわけやけど、もし、それぞれの金額がわかったら教えてもらいたいと思うのと、先ほど言いましたふるさと市町村圏の基金の分については、いろんな事業を広域でやってると。この基金ももちろん利用してるわけやけど、今言うてるように、私の記憶違いかしらんけども、平成28年、平成29年、2カ年間と聞いておるし、平成30年にもまだあるので、基金が足らんから平成30年もありますよというふうにされておるのか、そういうことをお聞きしたいというふうに思っております。

無線について松山副市長から答弁をいただきました。いかにも副市長は、やったことは間違いないと言わんばかりの話やったと思います。今言われたように、災害というのはいつ起きてくるかわからんということやから、おっしゃってることは正しいことやと思いますけども、テレビでは屋外は聞こえにくかった、何を言うてるかわからんと聞いてると。私が聞いてるのは、屋外にもあって、中で家がつぶれた。外へ出た。どうなってるのかわからん。せやから、屋外でいろんなことを情報得たと、こう聞いてるわけやから、真っ向から違うことになっただけであって、それをどうこう言い合いするのやなしに、できるところからやってほしいという願ひを言うてるわけで、余りそういうことばかり言うとなら、こんなん何もする気ないんかいと、またこうなるから、その辺を検討してもらったらええというふうには思っておるわけでございます。

それと、今言われた有線放送の分については、時間をかけてやっていく。もし垂れ下がってると言われたら直接行きますよ。それは現状はそうかもわからん。しかし、事故が起きてしもうたらどうにもならん。せやから、計画を立てて、一遍にできへんのはよくわかるわけやけども、例えば、1年間に何カ大字、あるいは、延長でいくのなら延長何ぼやという形でやっていかないと、市の姿勢とは何やねんと。事故が起きてから対応しますねん、それでは遅いん違うかなというふうには私は思うので、金かかるのはわかるけども、やっぱり計画を立ててやるべきやというふうには私は思います。

それと、アナログ、戸別に取りかえたところはそうかしらんけど、手持ち、ようけの個数持ってたと思うわけやけど、それをどうしたんかということを知りたいのと、先ほどふれんかったけど、戸別受信機の新規1万1,604台ということになっただけやけど、葛城市の所帯数と合わんわけやけど、その辺がどうなるとるんかももう一度聞かせてもらいたいというふう

に思います。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

各論としては個数が多かったと思いますので、ご答弁漏れがもしあれば、またご指摘をいただけたらと思います。

まず、整備の形式の件でございますが、できるだけ正確にご丁寧にご答弁を申し上げようと思って申しておりますが、繰り返しでございますが、戸別受信機につきましては、昨今、本年度になって、あるいは昨年度、緊急にその形式をこういう戸別受信機の形にしようとしたのではなくて、何年もかけて基本構想から準備をしてきたわけでございますので、その中で戸別受信機という、これは高コストでございます。はっきり言って、屋外スピーカーをたくさん立てた方が、多分コスト的には安い。ただ、こういった防災行政無線は、基本的には自分の命を自分で守るという自助の行動を住民の皆さんに確実にとっていただくために、どういう形ができるだけ望ましいかということ、費用の面からもいろんなことのバランスを考えながら、やはり戸別受信機が一番割高になっても有効であろうという判断を何年もかけて市の方でご議論もなさって、決定がされた後に私が就任をいたしまして、順次実行にこぎつけたわけでございます。そういったいろんな市として難しい判断を皆さんのご意見を積み重ねながら今まで来たということも、今までの経過も十分にご認識いただいて、例えば、時報が聞こえないじゃないとか、平時の利用も含めて屋外のスピーカーになれ親しんでおられたエリアの皆さんからは、そういったご意見も今でも賜るところではございますが、ぜひとも大いに議論をしていただきながら現在に至っているということもご理解をいただきたいと思っております。

それから、これ、戸別受信機でデジタル無線でございますから、もし、不幸にして家屋等が被害を受けて避難をしなければならないときには、ぜひ、この無線機を持ってそのまま出てください。基本的には電波でするので電波の濃淡は多少はございますが、これは電池でも動きますから、それで、これを持っていただければ必要な情報についてはご受信いただけますので、そういった意味でもいろいろと自分の命は自分で守る行動のための情報をできるだけ確実にお届けしようといった形の中では、こういった設備をしておりますから十分にご理解をいただきながら、まずはなれていただきたいと、そのように考えております。

それから、旧新庄町の有線でございますが、別に電気の線ではございませんので、電流が流れていてさわると感電してしまうといった、そういった代物ではございませんが、確かに、例えば、これが道路に垂れ下がっていて、それがために引っかかるとか、視界を遮られて事故が起こらないということも否定はできませんので、当然、順次、支障になる部分から撤去は必要かとは認識をしておりますが、何せ非常にボリュームもありますので、そこは、まずは台風等で断線をして直ちに危険ということについてはすぐに対応させていただいておりますが、残余の部分についてどうするかということについては、もう少し検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。残りの質問は担当部長、課長からさせていただきます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、岡本委員ご質問の、成果説明でございます。デジタル防災無線の設置台数1万1,604台につきましては、こちらは平成30年3月末現在ということで、年度末現在の台数になっております。直近で8月10日現在での数字でいいますと、世帯数が1万4,249世帯に對しまして、設置済み世帯が1万2,747世帯でございます。諸事情等でご辞退された世帯が595世帯と合わせまして1万3,342世帯が対応済み世帯と考えさせていただき、進捗率としては93.6%と考えております。それ以外に、なかなかおられないということで連絡がとれてなく、つけてない世帯が671世帯ございます。あと残り236世帯につきましては、いろんな事情で設置できてない世帯でございます。現状としては以上でございます。

あと、手持ちのアナログの防災無線機につきましては、平成29年度に入りまして、デジタル化により改めて購入はしておりませんので、不具合等、転出等で返却された分、若干残っておりますが、こちらは台数的にも市の方で適時処分の方を予定しているところでございます。

以上です。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。先ほどの岡本委員のご質問にお答えいたします。

まず、平成29年度の葛城広域事務組合の負担金の内訳なんですけども、人口割が70%、均等割が30%で、葛城市の負担金といたしましては262万4,000円でございます。

それと、葛城ふるさと市町村圏の基金の金額なんですけども、現在、葛城ふるさと市町村圏の基金は10億円で運用されております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 基金10億円ということやねんけど、平成30年もまだ続くということ、予算があるということとは、これ、いつまで続くの。今のところではわからんけど、一応、当初2カ年と聞いておったわけやけど、これは、しかし、基金は目標金額というのがあるわけやろう、何ぼというのが。それぞれ当初、各市町村から基金出してるやん。初めは利子運用でやってきてたと、利子が非常に低いということで基金の取り崩しというのか、そういうようなことをしてきたから基金が不足してきたと。それである程度ためていくと、こういうことではあると思うんやけども。

(「制度について誤解があったらいけませんので」の声あり)

岡本委員 もう結構。制度はわかってますねん。もう時間ないので結構です。

今言うてる無線の話も……。

(発言する者あり)

岡本委員 違うの。

下村委員長 何か誤解を招いたらいかんからということで、理事者の方から。

高垣課長。

高垣企画政策課長 先ほどの説明に補足させていただきたいと思います。

いつまで続くのかとおっしゃってるんですけど、今のところ100万円ずつ積み立てていくという予定で聞いております。それと、運用益といたしまして、大和高田市などに土地開発公社に貸付などの利子の収入などもありますので、その運用益とで合わせて現在10億円あると聞いております。

以上です。

下村委員長 岡本委員、特例で最後に認めます。何か意見あったら言うてもうたらよろしいけど、かなり委員会が予定よりおくらせてますので、質疑また答弁とも簡単明瞭にやっていただきたいと思えます。

岡本委員、それでよろしいですか。

岡本委員 わかった。別に誤解も何もしてないがな。運用益と言ってはるけど、それでええわけや。今、そんな話が出たからあれやけど、今、ここで借りてるのは大和高田市だけ。ほかの市町村は借りてない。大和高田市だけやねんな。わかりました。

それと、無線機の話に入っていったけど、別に戸別受信機どうのこうの違うて、前から言うてるように、東日本大震災から国の方も屋外ではあかんと、中にも入れなあかんいうて補助金がついて、ええ制度ができたということで葛城市はのっていつてる。せやから、戸別受信機みないく。これはええことや。今まではできんかったわけやん。今たまたま国の制度ができたから戸別受信機を言うてるだけであって、せやから、一番当初はトランペットやないかということは何遍も議論してまんがな。何も戸別受信機があかんと言うてるのと違うわけや。せやから、さっきも言うてるように、戸別受信機やったら便利なことはわかるけども、もし災害が起きて、外しか出られへん。持ち出し、便利なんはようわかってまんがな。もし、持ち出しできないときにはどうするんかというようなこともあるんで、屋外をつけてもうたらどうかということ言うてるわけで、今、何も、つける、つけないという話をせえと言うてるのと違うて、これからも計画して前向きに検討すると言うてもうたらええけど、毎回言うたかて同じ話ばかりやったら、する気おまへのやろうと言わざるを得ん。

それと、有線についても費用もかかるけども、ある程度計画していかないと、単車に乗って首でも引っかかったら、事故が起きたらどうするねんということもあるから、どうせとらなあかんのやったら、計画立ててしたらどうですかという要望を出してるわけで、誤解のせんように理解してほしいと思えます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 先ほど市政検討委員会の話で関連で申し上げたかってんけど、副委員長ということで、6月議会でも私、一般質問でさせてもらったと思えますけど、先ほどからもおっしゃってるように、公開であるべきやつが、職員2人の名前は非公開やと今もおっしゃった。基本的に市政検討委員会は非公開でなければ、知ってる者が傍聴に行ったら、誰とわかるんやないかと。この矛盾のあるような検討委員会そのままがいいのかということのをどのように考えておられるか。大きな矛盾やなと思うわけですが、いかがでしょうか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

市政検討委員会自体は市長の諮問機関として運営をしております。内容に客観性を持たずということで、外部の方にも入っていただいている。その取り扱う内容におきましては、先ほど企画政策課長からご紹介申し上げましたけど、たまたま、まず最初にやったのは、防災行政無線の戸別受信機のプロポーザル等におきまして、なかなか参加業者がない、仕様を見直そうといったことを市政検討委員会の部会という形で取り上げて、一番最初は会を重ねてやっておりましたので、これ、入札に準じた契約の内容、仕様の見直しになりますから、こちらについては公開をしていなかった。それから、その次に取り扱いましたのが道の駅にまつわりまして、今では結果的に警察の方の捜査も進んで、いろんなことが明らかになっておりますが、これの発端となりますところを内部で調査ができる範囲内でこれをやっておたと。こちらにつきましても、こういった内容を取り扱っているものでございますので、途中の段階で事細かに公開をするわけにはいかないという中でやっておりましたものでございます。

それから、職員、担当につきましては、これも議会で既にお問い合わせがありまして、私、その場でご答弁を申し上げたかと思えます。当時は総務建設常任委員会だったと思えますけども。弁護士、公認会計士、それから副市長という公の立場である私については、名前は公表しております。それ以外、事務的にいろいろな個別の事務の積み上げ等がわからないとなかなか調査ができないであろうということで、事務担当職員にも入ってもらっておりましたが、その内容を、その氏名を明らかにしないからといって、この市政検討委員会の内容が、あるいは調査をした結果が信頼に足るものであるか、足りないものであるかということ、そのことでもってご意見をなさるのは、それはいろいろな意見があろうかと思えますが、私は、そういったことで特に公表する必要もないし、また、私自身もそのときも申し上げたと思えますが、自分もこういったことに関与していることについて、もし、いろんな形の不当な圧力等、働きかけがまいればどうしようかと。実際にそれは、去年の議会の中でも議場等であったわけでございまして、そういった恐怖も感じているということもここで申し上げたと思えます。それも踏まえて、どういうわけで職員についてそれを公開しないのが問題であろうかということについては、それは、私の方では特にそれが問題であろうかとは思っておらないというふうにご答弁を申し上げたいと思えます。

また、この件につきましては、道の駅調査特別委員会を議会の方でも設置なさっておられますが、これについても全ての内容が公開の形でやっておられるわけでもないし、協議会という形でもやっておられますから、その辺の取扱い等あわせられて、照らし合わせて考えていただいて、市政検討委員会のあり方自体が特に問題があるというふうなことではないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 基本的に市政検討委員会は公開やいう形を言うてるからおかしいと言うてるんや。非公開やったら非公開で結構ですやん。ほかのことまで俺もやいやいや言うてるの違うやん。非

公開やったら非公開で結構やけど、公開にするいうて何回公開されましたか。公開したらやはり問題が起こる部分があるのやったら、その部分があるということの中で要綱を決めておかはったらええのに、公開ですよと言いながら、会議した内容は全部非公開やと。そのような無責任な公開性を出してること自身を私は言うてるわけですよ。何もそこまで答弁求めてないとこまでだらだらと答弁されて、例えば、機密性がある問題やということでも隠さんなん問題が出てくることも、もちろん当初から予想されてるんやろうと。その予想されたことも含めて、その中で会議せんなんということは、非公開もあり得るといふ、ないしは、非公開やという形でやはったらええのに、公開しますということが入ってるわけやんか。そこを矛盾点あるん違うかと言うてるわけですよ。別に答弁は結構ですよ。一般質問でもその辺は申しあげましたよ。その辺の理屈が合わないということだけ申しあげておきます。

下村委員長 もう答弁は要らないということですね。

ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 ちょっと戻って悪いですけども、43ページ、財産管理費の関係で、建物災害共済保険料208万7,000円となって、役所の施設とか建物の費用や保険やと思うんですが、先ほど指定管理者の話が出たと思うんですが、指定管理は大字の公民館をベースとして、例えば、ウェルネスとか道の駅とかゆうあいとか、この指定管理あるわけやけど、その指定管理の分だけそれぞれ、例えば、ゆうあいであつたら保険料幾らや、道の駅やつたら幾らやということ教えてもらいたいというふうに思います。

それと、50ページ、賦課徴収費の中の役務費で公金取扱手数料、コンビニの関係やと思うんですが、一応ここでは市県民税、固定、軽自、国保、介護、後期高齢、保育料と、これだけ扱ってると思うけど、悪いんですけど、ゆっくりと平成29年度の件数と金額をそれぞれ教えてもらいたいというふうに思います。

それと、同じ目の委託料の中で弁護士委託料77万9,000円と上がってるわけやけど、この弁護士委託料というのは、賦課徴収費で建物を差し押さえたとか、何らかの形で弁護士さんが必要になったのかなというふうに思うわけやけど、その辺のところを教えてもらいたいと思います。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田です。よろしくお願ひします。

今の岡本委員のご質問の、指定管理者の3施設の保険料につきまして、葛城市体力づくりセンターにつきましては年間2万7,161円、道の駅かつらぎにつきましては14万2,907円、福祉総合ステーションにつきましては7万553円でございます。

以上でございます。

下村委員長 和田課長。

和田収納促進課長 収納促進課の和田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡本委員の、まずコンビニ収納にかかわるご質問からご説明させていただきます。まず、市県民税の件数ですけれども4,382件、金額につきましては1億1,659万3,613円となっております。

ります。続きまして、固定資産税に関しましては、件数が7,266件、金額については2億260万6,695円、次に、軽自動車税の件数につきましては5,811件、金額は3,495万5,726円、最後に、国民健康保険税につきましては8,237件、金額は1億1,526万5,670円となっております。合わせて4税合計2万5,696件で、金額は4億6,942万1,704円となっております。

税以外の項目についても説明させていただきます。まず、介護保険料については1,726件、金額は1,335万50円、次に、後期高齢者医療保険料につきましては903件、金額は955万7,150円、保育料につきましては767件、1,641万7,400円、税以外の合計件数は3,396件、金額は3,932万4,600円となっております。

引き続きまして、弁護士委託料の内容について、まず、弁護士委託を行った理由につきまして説明させていただきます。土地建物を差し押さえしておりました滞納者がお亡くなりになられて、相続人全員が相続放棄をされた関係で、差し押さえ財産を換価するために裁判所に相続財産管理人を選任してもらう必要があったことで委託料を組ませていただきました。費用の内訳につきましては、郵便料金や戸籍謄本等を取得するための事務費として7万5,600円、物件を売るために、清掃費や改修費などの予納金として70万3,775円で、合わせて77万9,375円になります。実績につきましては、これは平成30年度になりますけれども、本年7月に土地建物の売却が完了いたしまして、7月30日付で624万600円の債権を回収することができました。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁いただきました。体力づくりが2万7,161円、道の駅14万2,907円、これは備品も入ってますか。

(「入ってます」の声あり)

岡本委員 ゆうあいが7万円、道の駅が非常に高い。面積的にも大きいのかどうかようわからんけど、備品がかなり保険料が高いのと違うかな。ということは、建物と備品とわかるのなら教えてもらいたいと思うけど、体力づくりセンターとかゆうあい、面積的に見て、体力づくりセンターのことを思うたら、道の駅の面積の方が小さいやろうとは思うんやけど、その辺ようわからんのやけど、それにしても保険料が非常に高い。どうなってるのかと教えてもらいたい。ここで言うてええんかどうか知らんけど、一銭ももうてないねんから、せめて建物だけなど株式会社葛城で負担してもらおうか、何らかの方法でいかないと、これ、ずっと家賃もらわれへん。公共事業の家賃は初めからもらわれへんのはわかっておったわけやから、もらわれへんから何らかの形を考えていかないと、ここでこんな議論してええのかどうかわかりません。あかんのやったらとめとくなはれや。そうしないと、ほんまに市民が納得するかどうか。そんな8億何ぼも金かけるわ、道の駅するわ、30億円金かけて一銭も役所の方にはいらんとなってきたら、市民目線から見て非常にやかましい。私、この前の体育祭でうろろうろしてんけども、先ほど言うてる職員の執務態度とこの道の駅とががん言われて、わし返答するの難儀しとったわけやけど、ええかげんな返答できへんし、ここですぐにこうしますって結論出えへんけども、その辺も踏まえながら考えてもらいたいと思います。

時間ないので、要は、今、収納課長言うてくれはったように、弁護士委託料というのは、物件を差し押さえしたと、ところが相続人がおらへん。勝手に売られへん。せやから、管財人を選任した。その委託料やと。それで売却できましたよと、こういうことやな。今、こんなん初めて出てきたように思うねんけども、過去にもこれ、ちょこちょこあったんかい。それだけ教えて。なかったらなかったで結構ですよ。これ、特殊なあれやから私聞かしてもうてんけども、過去にそんなんあったかどうか。これからはわからへんけども、その辺だけお願いしておきます。

下村委員長 和田課長。

和田収納促進課長 私の知り得る限りでは、今回が初めてということになっております。数年前、生駒市の方でそういう前例があったということを知っておりましたので、そちらの方を参考にさせていただいて、今回実施させていただいたということで、よろしくお願いします。

下村委員長 よろしいですか。

岡本委員 はい。

下村委員長 答えられないこともありますので。

早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしくお願いします。

備品の保険料ということでございます。体力づくりセンターの方は、資料の方、こちらに上がってきておりませんので、備品と建物の内訳の方はわかっておりません。道の駅かつらぎにつきましては、14万2,907円のうち、備品といたしまして2万3,010円、これが備品に対する保険料でございます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時27分

再 開 午後3時40分

下村委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

門口会計管理者。

門口会計管理者 続きまして、3款、4款の説明をさせていただきます。決算書の58ページをお開きください。3款民生費につきましては、全体としまして53億799万898円でございます。また、1,360万円を繰越しいたします。

1項1目社会福祉総務費につきましては8億7,861万2,369円でございます。主なものとしたしましては、19節負担金補助及び交付金3億2,859万9,371円、めくっていただきまして、28節繰出金3億5,741万9,396円でございます。

2目国民健康保険医療助成費につきましては、28節繰出金1億8,408万4,548円ございま

す。

3目後期高齢者医療保険医療助成費につきましては、28節繰出金8,005万3,056円でございます。

4目障害者福祉費につきましては8億5,288万4,970円でございます。主なものにつきましては、13節委託料2,907万3,070円、20節扶助費8億1,206万7,007円でございます。

めくっていただきまして、5目老人福祉費につきましては4億9,373万5,690円でございます。主なものとしたしましては、13節委託料697万4,191円、めくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金1,680万3,800円、20節扶助費1億402万2,224円、28節繰出金3億5,957万8,834円でございます。

6目介護保険料助成費につきましては、28節繰出金582万6,000円でございます。

7目いきいきセンター管理運営費につきましては3,420万1,179円でございます。主なものとしたしましては、11節需用費1,083万6,407円でございます。また、13節委託料161万3,509円でございます。

めくっていただきまして、8目福祉推進費につきましては1億1,275万8,388円でございます。主なものとしたしましては、13節委託料7,007万2,509円、19節負担金補助及び交付金3,445万6,623円でございます。

9目旧老人保健医療事業費につきましては、支出はございません。

10目臨時福祉給付金事業費（経済対策分）につきましては9,678万294円でございます。主なものとしたしましては、13節委託料253万8,675円、19節負担金補助及び交付金9,123万円でございます。

11目臨時福祉給付金事業費につきましては、23節償還金利子及び割引料2,544万3,000円でございます。

2項1目児童福祉総務費につきましては3億1,434万4,845円でございます。主なものとしたしましては、20節扶助費2億7,163万4,410円でございます。

2目児童措置費につきましては12億3,506万3,953円でございます。主なものとしたしましては、20節扶助費12億497万1,620円でございます。

3目保育所費につきましては3億4,020万632円でございます。めくっていただきまして、主なものとしたしましては、7節賃金6,064万823円、11節需用費3,871万8,581円でございます。

4目児童館費につきましては6,689万6,186円でございます。また、1,360万円を繰越しいたします。主なものとしたしましては、7節賃金2,939万7,187円、めくっていただきまして、13節委託料838万6,736円でございます。

5目ひとり親家庭等福祉費につきましては、20節扶助費2,340万4,072円でございます。

6目地域子育て支援センター事業費につきましては1,731万9,276円でございます。主なものとしたしましては、7節賃金580万6,480円でございます。

7目子ども・若者サポートセンター事業費につきましては7,743万862円でございます。主なものとしたしましては、7節賃金2,365万7,367円でございます。

めくっていただきまして、3項1目国民年金事務取扱費につきましては1,823万4,793円でございます。

4項1目生活保護総務費につきましては3,833万8,879円でございます。

めくっていただきまして、2目扶助費につきましては4億1,237万7,906円でございます。主なものといたしましては、20節扶助費3億7,242万1,857円、23節償還金利息及び割引料3,995万6,049円でございます。

5項1目災害救助費につきましては、支出はございません。

続きまして、4款衛生費に移らせてもらいます。全体で13億2,392万94円の支出でございます。

1項1目保健衛生総務費につきましては1,875万3,163円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1,324万2,519円でございます。

めくっていただきまして、2目予防費につきましては1億422万9,888円でございます。主なものといたしましては、13節委託料1億192万3,594円でございます。

3目生活衛生費につきましては50万6,180円でございます。

4目健康づくり推進事業費につきましては3,035万1,204円でございます。主なものといたしましては、13節委託料1,942万4,866円でございます。

めくっていただきまして、5目母子保健事業費につきましては3,561万150円でございます。主なものといたしましては、13節委託料2,573万9,750円でございます。

6目保健施設費につきましては1億430万1,302円でございます。主なものといたしましては、11節需用費698万5,708円、13節委託料513万864円、14節使用料及び賃借料538万7,845円でございます。

7目環境衛生費につきましては5,214万5,757円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、13節委託料804万8,700円、19節負担金補助及び交付金899万5,305円でございます。

8目火葬場費につきましては2,544万4,427円でございます。主なものといたしましては、13節委託料1,507万7,566円でございます。

2項1目清掃総務費につきましては3,789万9,152円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、13節委託料171万8,083円、19節負担金補助及び交付金274万20円でございます。

2目塵芥処理費につきましては5億8,893万7,795円でございます。主なものといたしましては、7節賃金1,316万4,985円、11節需用費7,732万5,351円、13節委託料3億2,889万686円でございます。

めくっていただきまして、3目し尿処理費につきましては1億4,184万4,811円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1億2,145万円でございます。

4目地域循環型社会形成推進事業費につきましては1億8,389万6,265円でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費1億7,678万8,000円でございます。

以上で3款、4款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い

いたします。

下村委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。

ちょっと気になるんですけども、87ページの13節のダイオキシン類検査業務委託料、こちらの方に土壌2カ所と池の底2カ所となってるんですけど、これ、どこの場所で、なぜここを調べることになったのか教えていただきたいです。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまの質問でございますが、クリーンセンターが周辺環境に及ぼす影響を調査するためのものがございます。當麻瓦堂池、竹内上池で底質中のダイオキシン類を検査し、クリーンセンター敷地内と瓦堂池付近の土壌中のダイオキシン類を検査します。全て環境基準を満たしております。検査結果は當麻区長さんと竹内区長さんに報告させていただいております。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。

杉本委員 はい。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

松林委員。

松林委員 68ページの3款民生費、1目児童福祉総務費の20節扶助費、子ども医療費扶助の部分の内訳を教えてください。受給者数とか。

下村委員長 東課長。

東 保険課長 保険課、東でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの松林委員のご質問にお答えをしたいと思います。

乳幼児医療費扶助でございます。乳幼児医療費扶助につきましては……

(「子ども医療費です」の声あり)

東 保険課長 2つ目の子ども医療費扶助ですね。すいません。失礼いたしました。

5,185万471円の分でございます。平成29年度におきまして3,101名ございました。それで、件数にいたしまして2万7,001件ございました。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 これは、毎年どのように推移してるか、増加傾向にあるものか、わかりますでしょうか。

下村委員長 東課長。

東 保険課長 東でございます。

推移を申し上げます。子ども医療でございますけれども、平成27年度、3,069名ございました。平成28年度、3,114名ございました。そして、先ほど申しました平成29年度、3,101名となっております。金額にいたしまして、平成27年度につきましては4,779万6,758円でございます。続きまして、平成28年度につきましては5,067万6,325円でございます。そ

して、平成29年度は、そこに書いてある5,185万471円でございます。

以上でございます。

下村委員長 松林委員。

松林委員 今後とも更なる拡充をよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 よろしく申し上げます。

59ページ、民生費の1目社会福祉総務費、20節扶助費、住居確保給付金事業の給付費です。これについて内容説明をお願いします。ちなみに、これ、予算額については204万6,000円となっておっての39万2,800円ということでございますので、その辺のことも含めて内容についてお聞かせを願いたいと思います。

それから、66ページ、民生費、福祉推進費の13節委託料、福祉総合ステーション指定管理委託料7,007万2,509円、これについても当初7,600万円ということで予算化しておりますけれども、7,000万円と差額が発生しております内容について。

同じく、19節負担金補助及び交付金につきましても、4,178万円の予算に対しまして、支出3,445万6,000円と、この3点についてご説明をお願いいたします。

下村委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

まず、59ページの住居確保給付金についてですが、こちらは、生活困窮者自立相談支援事業の中の必須事業としまして、離職等により住居を失った生活困窮者、または住所を失いそうになっている生活困窮者に対して、家賃相当の住居確保給付金を、原則3カ月になるんですけども、有期で支給するものであります。今回、予算としましては、年度当初204万6,000円の住居確保給付金の予算を見込んでおりましたが、結果的には39万2,800円という金額で決算を行いました。この大きな差につきましては、まず、今回の見込んでおった件数に対して大幅にその対象者が少なかったというのが結論ではございます。では、なぜ少なかったかということについてなんですけども、生活困窮者自立相談支援事業におきましては、生活保護制度と連携しながら相談を対応いたします。その中で、今回お話、生活保護の相談、または生活困窮の相談に来られた方が、住居の確保、家賃相当の補助だけでは生活費がやはり賅っていけないというケースが非常に多くございました。その結果、相談の過程で生活保護を一時的に受けるというような選択肢になったことによって、生活困窮者の住居確保給付金が見込みより大幅に少なかったということでございます。また、それとあわせて、住居確保給付金につきましてはかなり条件が厳しくて、なかなか条件に見合った方も相談に来られる方の中には少なかったということが原因であるかというふうに考えております。

次に、ゆうあいステーションの指定管理委託料についてのご質問でございますが、まず、基本的に平成29年度のゆうあいステーションの指定管理料を積算するに当たりましては、年間の管理運営費が必要となります。平成29年度の年間のゆうあいステーションの管理運営費は1億2,617万1,349円でございます。特にその中の大きな内訳としましては、人件費が

4,779万8,620円、事業費が5,483万391円、あと、事務費が2,234万3,438円、先ほど申しました事業費の中の5,483万391円の中の大半ですけれども、光熱水費が4,165万610円含まれております。こうして全体の1億2,617万1,349円の運営費を必要としまして、そこからゆうあいステーションの利用料の収入を今回、決算として5,609万8,849円上がっております。内訳としましては、入館料等が1,882万7,010円、それと、各種教室の受講料が1,697万7,100円、それと、食堂の売り上げが1,832万2,020円となっております、合計、先ほど申し上げました5,609万8,849円、この差し引きが決算値として平成29年度の指定管理委託料として葛城市から指定管理者である葛城市社会福祉協議会に支払いました7,007万2,509円となっております。当初予算では7,662万円を見込んでおりましたが、管理運営の節減等の努力等により、最終的に654万7,491円が不用額となって、精算として不用額となりました。

それと、引き続いて、社会福祉法人としての葛城市社会福祉協議会に対する助成金についてでございます。こちらにつきましては、年度当初でご質問ありましたように、4,178万1,000円という予算を見込んでおりました。その内訳としましては、その結果、法人運営の費用としまして2,713万4,102円、それと、地域福祉事業としまして732万2,521円、合計で3,445万6,623円ということで、精算が732万4,377円の不用額となりました。特にこの費用の中では当初の予定よりも地域福祉事業の方での人件費が、受託事業の関係で若干不用額が生まれて、当初見込んでおりました4,178万1,000円に対して3,445万6,623円という大きな不用額が発生いたしました。

以上です。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。さきの住居確保給付金については、生活保護の対象者がそうであると。選択するのに、生活保護の方が有利であるのでそちらを選ばれたと、でもないか。条件が厳しいのは1つわかりました。同時で選択されるんですね。同じ対象者になるということでしたね。ちょっと複雑ですね。難しいですね。さっきわかっててんけどな。もう一度、もうちょっとわかりやすく説明いただけたらありがたいです。いずれにしても、3カ月の期間限定の家賃相当分の補助やと、こういうことですね。で、対象者が予定より減ったと。こちらのゆうあいの方については、予算は予算ですけれども、決算においては実績に応じた配分になるので、事業成果から見る委託料がこういうふうになったと。補助金についても同じように実績よっての配分見直しをしたら、そういう予算よりも下がったと、こういう理解でよろしいですか。わかりました。ごめんなさいね。住宅確保のところ、もうちょっと、もう一度お願いします。

下村委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 私の説明が不備であったかと思ひまして、申しわけありません。

まず、生活困窮者の自立支援事業は平成27年度からスタートいたしました。まだ新しい事業であります。役割としましては、生活保護が最後の手段、第3のセーフティーネットというふうに言われてるんですけども、その1つ前の、第2のセーフティーネットということで現在運用をしております。その中で先ほど生活保護の相談というか、まず生活費に困った

という相談で窓口に来られます。その際、両方、生活困窮者の相談員と生活保護の相談員ということで2名体制で基本的にはお話を伺います。その結果、やはりこの方につきましては家賃が扶助されるということは、要は、仕事に頑張っただけで、少しでも生活を自立していこうという形の方になるんですけども、どうしても家賃だけでは、例えば、あしたから食べるのに困りますというような、もちろんケース・バイ・ケースでいろんな相談がございます。その中で、やはり家賃だけを扶助してもあしたからの生活費がないという方については、そういった相談の過程で生活保護の申請を受けまして、一時的に生活保護を受けることで生活を立て直すという考え方があります。その結果が今回、全部とは言わないんですが、先ほど言いましたように、条件も厳しいというのも大きな原因ではありますけれども、そういった流れが平成29年度は多くありまして、当然、市としましては、住居確保給付金を十分活用していきたいというふうに考えてはおるんですけども、結果的にそういった相談の内容から生活保護への相談の方になってしまって、結果的には生活保護を適用されたということで、住居確保給付金の受給者が大幅に見込みよりも減ったということになっております。

以上です。

下村委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。最終目的はというか、そもそも、ご相談される方は生活保護をご相談なさるけども、そこに至らなかった人については住宅確保で辛抱してねと、そういう段階を踏んだ生活保護者に対する支援の1つやと、1つ手前の支援事業やということですね。となれば、最終的にはこの予定より少なくなったら、その分、上、要するに生活保護受給者が予定よりそちらにシフトした、ふえたという結果になったんですかね。これ、3つ目やから聞かれへんけども、そういう理解でよろしいんですか。生活保護者が予定よりふえたということでいいんですかね。わかりました。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑は。

梨本委員。

梨本委員 増田委員の関連になると思うんですけども、今の住居確保給付金事業給付費について内容はわかったんですけども、実際の、何名申請されて、その後、何名の方が就労につかれて生活をもとに戻されたのかということをお教えいただけますでしょうか。

下村委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 平成29年度は3名の実績がございます。1世帯は単身、あと2世帯が2人所帯ということで、結果としましては3件とも就労につかれております。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 61ページ、4目障害者福祉費の13節委託料のところなんですけども、福祉タクシーサービス事業委託料257万円ございますが、これの利用者はどうだったかというのと、これは、ミニバス事業に置きかわることは可能なんですか。それとも、全く、福祉タクシーなので、車椅子から乗りかえるという前提なので、そっちの方にはできないという認識でよろしいのか、

そこを1つお願いします。

2つ目。その2つ下の地域活動支援センター委託料、これは、平成30年度予算しか私出でなかったもので、平成30年度予算でまんだらトポスの分だというふうに聞いてますけども、事業の内容をお聞きしたいと思います。この2点、お願いいたします。

下村委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしくお願いします。

まず、福祉タクシーのサービス事業の委託料ということですが、福祉タクシーは重度心身障がい者または障がい児、身体障害者手帳でいう1級、2級、または療育手帳でいうA、今でしたらA1、A2ということになるんですけども、その人たちの生活行動範囲の拡大のために、1人年間24回を限度にタクシーの初乗り料金を助成いたします。それで、初乗り運賃については、それぞれ大型、中型、小型と金額がかわっておるんですけども、基本的には平成29年度は対象者が、先ほど言いました、障害者手帳1級、2級と療育手帳のA1、A2で、合計で590の方が対象となっております。その中で実際にタクシー券をお渡しさせていただいた交付者数は411人となっております。交付率にしまして69.7%ということになります。その中で、交付を受けた中で実際に利用していただいた方が234人おられます。交付者に対しては利用率としまして56.9%、対象者に対する利用率としましては39.7%となっております。そういうことで、その中で特に24枚のチケットになっておるんですけども、24回全部使用した人が66人おられまして、延べ利用回数は3,418回数となっております。なお、この福祉タクシーにつきましては、市と契約した業者のみのタクシー会社となっております、それが全部で39社となっております。

それと、先ほど言いました地域活動支援センター委託料ということの中で、まんだらトポスについてのご質問が出ましたが、内容につきましては、精神疾患で当麻病院等から退院となって、地域でひとり世帯などで生活を送る場合に、地域生活に溶け込むため、ふだんの日常活動訓練など精神保健福祉士などの専門員の支援を受けて、障がい者が日中通所できる場を提供することで、現在、地域で安心して生活が送れるように支援する制度でございます。内容的には1,200万円ということで委託料を支給しておりまして、その中の半分の600万円の部分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市の4分の1の補助となっております。

以上です。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ミニバスとの関連性についてもご質問ございましたが、ミニバスにつきましては企画費の方で今、担当部おりませんので、かわりにご答弁させていただきたいと存じますが、目的が違いますので、福祉タクシーにつきましては先ほど林本社会福祉課長が申したとおりでございます。ただ、一方、ミニバスにつきましては、地域の公共交通をどう支えるかということについて、さまざまな観点から現在検討をしておるところでございます。形としては福祉タクシーのような形も含めて、幅広く検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ご答弁ありがとうございました。福祉タクシーに関しては、私の認識も若干勉強が不十分などところもございまして、ミニバスと切り離すということで了解いたしました。また、ミニバスの問題に関しては、そちらの方でまた質問させていただきたいと思っております。

タクシーのところなんですけども、重度心身障がいの方と療育手帳のA1、A2の方を対象ということなんですけども、これ、私も実は経験あるんですけども、椅子に座れる方というのが前提だったと思うんですけども、重度心身障がいの1級の中でも座れない、寝たきりの方の対応のタクシーというのは存在する、昔はたしかなかったはずなんですけども、それが1点追加をお願いします。

まんだらトポスの方に関しましては、内容を了解いたしました。ありがとうございます。

下村委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 福祉タクシーの業者、先ほど39社が契約をうちの方でしておるということをお伝えしましたが、その中で寝たきりの方とか車椅子対応の個別の車両については、私どもの方では把握はしておりませんが、一般論としてお話しさせていただきますと、寝たきりの方や車椅子対応のタクシーにつきましても、福祉タクシーの事業所さんの中で実際に車の方を所有されておまして、特にその場合の料金形態というのは、おおむね時間貸しというふうに伺っております。時間貸しにつきましても、先ほど私の方から言いました初乗り運賃は、それぞれ大型とか小型とか中型でまちまちというふうに話させてもらいましたけども、時間貸しにつきましても、初乗り運賃を一応10分単位で幾らと、例えば、30分の料金で幾らという事業所さんだったら、それを3分の1にさせていただいて10分で、例えば、670円とか680円という金額であれば、それについて福祉タクシー券を使っていただくような、柔軟な運用ということになると思うんですけども、そういうような形でさせていただいております。

以上です。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。寝たきりの特殊な事例になると思うんですけども、タクシー会社、あるいは事業者の方で柔軟に対応していただいているということで理解させていただきました。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

松林委員。

松林委員 私の方は、79ページの4款衛生費の4目健康づくり推進事業費、13節子宮がん検診委託料と乳がん検診委託料についてお伺いをいたします。手元の資料によりますと、詳しく内訳が載ってるんですけども、子宮がん検診については20歳以上、そして、もう一つ、特定の年齢というのがあります。そして、また、乳がん検診につきましても40歳以上で、そして、もう一つの枠が特定の年齢とありますが、子宮がん、乳がん、いずれも特定の年齢というのはいくらからかということと、そして、クーポン券が両方とも配布をされるということなんですけども、全体の配布量に対してどの程度利用されたのかという、ここらも含めて割合的なもの。そして、もう一つ、この中で内訳の中に載ってませんが、ピロリ菌検査の利用率、

そして、ピロリ菌がおるということがわかった後、除染、最後の治療まで至った数、そこまでわかれば教えていただきたいと思います。

下村委員長 岩永課長。

岩永健康増進課長 健康増進課の岩永でございます。よろしくお願いたします。ただいまの質問に対してご回答させていただきます。

子宮がん検診の年齢ですけれども、20歳以上で年齢設定はしております。それから、乳がん検診についても40歳以上という形で設定をしております。ただ、40歳以上の場合は、乳がん検診の場合は2方向を撮影するというようになっておりまして、50歳以上は1方向ということになっております。

それから、特定の年齢、クーポンのことです。子宮がん検診が、去年に20歳になられた女性が対象になります。乳がん検診は、去年に40歳になられた方が対象となっております。それから、乳がん検診、子宮がん検診のクーポンの状況でございます。先ほど言ったように40歳になられた方、子宮がんに関しましては20歳になられた方が対象になっておりまして、発行数は、乳がん検診が280人、子宮がん検診は159人でございます。これに対しましてクーポン利用者は、乳がん検診が74人で利用率26.4%、子宮がん検診につきましては13人で利用率が8.2%ということになっております。

それから、ピロリ菌検査の方です。ピロリ菌検査に係る費用でございますが、決算書79ページの健康づくり推進事業費の委託料の健康診査委託料311万5,985円の中の一部に入っております。ピロリ菌検査の委託料が121万6,620円ということになっておりまして、実績でございますが、対象者が2万2,887人に対しまして、受診者が817人となっております。受診された方のうち、23.4%の191人が陽性ということで、ピロリ菌が検出されたということになっております。それから、ピロリ菌の陽性で見つかったという方に関しましては、結果通知の中に除染できますよという案内をさせていただくの、医療機関の紹介をさせていただいているところでございます。

以上です。

下村委員長 松林委員。

松林委員 ありがとうございます。子宮がん検診、クーポンを配布されて、そして、受診された方は8.2%というところで、やっぱり全体的に受診される方がまだまだ少ないのかなと。こういうようなところでもっと健康診断を受けるように、こういう検診も受けるようにということで啓発活動といいますか、そういうようなところでまた一つ、どうかよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 64ページ、老人福祉費の負担金のところで、シルバー人材センター運営補助金1,054万1,000円で、新庄地区、當麻地区、2カ所あると思うんやけど、それぞれの職員数と、平成29年度の実績幾らになるのかということ、事務費が5%から10%に増額された。それで、事務費が単純に倍になったのかというようなことで、その辺もお聞かせいただきたいというふうに思

います。

それと、同じ64ページの介護保険料の助成費、これ、低所得者の人の助成費やと思うわけやけど、どのぐらいの人数がおられて580万円執行されてるのか。それから、ちょっと大きな項目ですけど、いきいきセンターの建物が避難場所になっておる。非常に年数が50年近くたっておるといふうに思うんですが、この辺の耐震補強の計画等があるのか、ないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

下村委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

まず、岡本委員からのご質問の、平成29年度のシルバー人材センターの補助金でございます。これにつきましては、補助金のもとになります額が、国の補助金に基づきまして予算の時点で100万円をプラスして葛城市が補助しているものです。まず、シルバー人材センターの国の補助金の条件としましては、国の補助金と同額以上を市が補助することということになっておりまして、予算のときにもその金額を超える額でプラス100万円という形で予算設定させていただきました。決算値としましては、その数値がそのままっております。ただ、先ほどご質問の中にありました事務的なものということでございますと、決算額につきましては、私、今、細かな数字をお持ちしてないのですが、毎年80万円から100万円ぐらいの増減を繰り返しながら、ここ数年、決算値が推移してたということを記憶しておりまして、この補助金、毎年プラス100万円することによって、今、シルバー人材センターの方は維持できてるという形になっております。

ただ、もう一つご指摘の、職員さんの人数ということでございますが、申しわけないですが、今現在、向こうで独自でパートさんも雇っておられる法人でございますので、市としては将来に向けて2つの事業所を合わせる等の検討はしていったらいいというふうな形をお願いしていくという形になるかと思っております。

次に、介護保険の低所得者対策の人数でございます。これにつきましては、3月に介護保険料のご説明をしたときにも出ておりましたが、介護保険料の第一段階の方で、通常、計算上は50%の介護保険料にしておりますが、今現在、請求させていただいているのは0.45%、第一段階でございますので、その0.45%と0.5%の間の0.05%に相当する分を減額させていただいて、保険料として請求しているものであります。その人数ですが、平成29年度の人数といたしまして、平成29年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書67ページを見ていただきまして、その下の段、徴収費のところには第1段階の人数が被保険者数1,873名となっております。その方々に対する0.05%の保険料に相当する分を国、県の分と合わせまして繰り出すものであります。ちなみに、参考までに、国の歳入の分としましては19ページに記載しております。19ページの下段で、低所得者保険料軽減負担金という分としまして2分の1と表記させていただいている分があります。13款1項1目社会福祉費負担金でございます。この一番下の段に入ってる分が国の負担分として掲載させていただいております。

それと、県の負担金としましては4分の1になります。決算書の23ページ、14款1項1目1節の社会福祉費負担金の中の、ページの一番下のところに書いてございます低所得者保険

料軽減負担金4分の1、これが県からの負担になります。そうしまして、それと同額が葛城市の負担という形になりまして、先ほどのご質問いただきました決算書65ページの介護保険料助成費繰出金という形で、一般会計の方から介護保険料の特別会計の方へ保険料の低所得者対策として繰り出しているものでございます。

次に、いきいきセンターの建物耐震の件でございます。すいません、先ほど私、長寿福祉課の森井と言いましたが、いきいきセンターも兼務しておりますのでお答えさせていただきます。

まず、いきいきセンターの建物でございます。昭和56年の建物でございます、耐震補強の方は現在まだしておりません。耐震補強の方はできておりませんが、この件につきましては市全体の方で考えていくということで、私どもの方からは市全体での提案の中に入れていただけるように担当課としましては耐震の予算どりの方を検討しております。

以上です。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 今の説明では、シルバーは国の補助金プラス100万円、これ、いつから変わったん。俺、半分やと思ってたけど、変わってるんやな。後で人数とか事業費を教えてもらったら結構やと思います。介護保険も低所得者ということで非常に多い人数の方がおられるということで、わかりました。結局、いきいきセンターは担当課としては要望してるけども、まだ計画にも載ってないと。載ってるわけか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

一般質問で全体の耐震についてお問い合わせいただきましたので、そのときにお答えをしたかと記憶しておりますが、広域避難所に指定しております施設のうちに、昭和56年以前の新耐震基準を満たしておらない施設の中に、建築年としましてはいきいきセンターも入っておりますので、まずは耐震診断の調査をしていくというふうなご答弁をさせていただいたように記憶しております。すいません。総務部がおりませんので確認ができませんが、以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

増田委員。

増田委員 お願いいたします。78ページ、2目予防費の13節委託料、これ、全体でお伺いしたいんですけれども、予防接種事業ということで14項目上げていただいております。何遍も聞くのは時間とりますので、一遍に聞かせていただきたいと思っておりますけれども、予防接種の計画、予算的にこのぐらい受けていただきたいという計画やと思うんです。当初は予算を組んでいた、人数もこのぐらいと、に対して、結果的に決算したらこれだけの金額になったと。その差額がここにお示しいただいてるように1億1,900万円引く実績1億100万円と。差し引き1,700万円不用額、要する予防接種者が少なかったと、こういうふうに私、変な理解をしてるんですけども、そういうことなのか。あわせて、なぜ計画より少ないのか。私の物差しからいくと、相当計画より少ない受診者になってるのかなというふうを感じるわけでござい

ますけれども、その理由についてお尋ねをいたします。

それから、83ページ、7目環境衛生費の19節負担金補助及び交付金の、私、これ、毎度お尋ねしますけれども、再生資源集団回収助成金268万4,185円についても当初の予算より相当少ないわけでございますけれども、結論、聞きたいことを先に言いますと、この補助金を出すことで結果的に、リサイクル資源というふうに思うわけですが、リサイクル資源を集団回収した方が市の負担が軽くなる。これ、最近よく道路端に、ここへ置いといてねという、そういうサークルといいますか、そういう業者さんが置かれてる、そういう事業もありますけれども、私も決まり事といいますか、考え方として、市に出すより、市に持って帰ってもらうより、布の日とか、新聞の日とか、段ボールの日とかありますよね。そこに出していただくより、集団回収してこの補助金を出す方が市としては助かるのか、いや、この補助金の方が負担が大きいのか。その辺、助成金の効果、市としての効果がどのぐらいあるのか。その2点についてお尋ねをいたします。

下村委員長 岩永課長。

岩永健康増進課長 健康増進課の岩永でございます。

私の方から、予防費の予防接種の委託料について回答させていただきます。予防接種の委託料は、去年から比べても262万9,786円下がってるということになるんですけども、分析をしたところ、乳幼児、特に0歳から2歳ぐらいが接種する予防接種、この件数が軒並み落ちてます。こちらの方が、実際には平成27年度の出生数でいえば354人、そこから300人ちょっと、平成28年、301人、平成29年、310人と落ちてきてるわけなんですけども、平成27年度の生まれた方の一連の予防接種、大体0歳から2歳、3歳ぐらいまで、たくさん何回も接種していただくものがございますので、出生数が多かったところの人らの一連の予防接種がおさまりが出たのかなというふうな予想はしております。よって、高齢者のインフルエンザに関しましては、結局40件減ってるけど、60歳から65歳の人は3件ふえてて、あと、日本脳炎2期分、これ、わずかな数字の分で43件ふえてると。あと、B型肝炎ワクチンに関しましては451件ふえてますが、こちらに関しましては平成28年10月からスタートしたもので、平成29年度丸々一年接種したのは今回が初めてなので、451件という形でふえております。実際にお子さんが接種する分が減ったというのが原因だというふうに考えております。

以上でございます。

下村委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

再生資源集団回収助成事業につきまして回答させていただきます。助成金額といたしましては、古新聞、古雑誌等を集団回収していただいた場合には、1キロ当たり5円の助成金を支払っております。平成29年度分を集団回収しない場合は、その分を市が回収し、リサイクル物品として売り払ったとしたら約380万円の収入になります。よって、集団回収をした場合は助成金の金額が268万4,185円なんですけども、それと合わせまして648万4,185円が市の持ち出しになります。この件につきましては費用対効果として考えるのではなく、環境教育の一環、地域のコミュニティの構築、子ども会等の運営や育成を考慮した助成金の支給と

っております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。予防接種については0歳から2歳の受診が前年より低いと。全体としての計画は高く想定してたけども、そこまでいかなかったと。私が懸念するのは、この現象が病気につながらないように、もし、減少して問題があるようでしたら、もう少し周知の方法を考えると、予防接種に向けての啓発活動をもっとしっかりとやっていただかなあかんのかなという思いがございますので、その辺のところも、もし、減少がエスカレートするようでしたら、そういうこともよろしくお願ひしたいと思ひます。考えておられるのだったら、またその辺のところは。

それから、再生資源のところ、市が販売するとすれば380万円、これと同じ目方ですね。これ、逆に言うと、268万円を5円で割ったらキロが出て、それが市で売却するとという試算になりますか。そういう意味ですか。私が聞きたかったのは、その同じ目方を市が委託して処理していただいているコスト、そのコストとの比較になるわけなんです。費用はかかっているんですね。回収に対する費用、市が回収車で回収していただくコストがかかりますよね。それとの費用対効果を比較したいという質問なんです。それ、どうでしょうか。助かっていると、これ、教育の一環で、5円かかっているけどもこれは教育やというふうに先ほどご説明いただきましたけども、私は、これによって市の回収負担が助かっているねんという回答を得られるのかなというふうに期待といたしますか、したんですけれども、そうやないと。売った方が高くなるけども、教育費としては、認識を高めていただく効果があるんやと、こういう説明なんですけども、改めて質問しますけども、そういう意味での費用対効果をもう一度。

下村委員長 岩永課長。

岩永健康増進課長 健康増進課の岩永です。

先ほどの、軒並み子どもの接種が減っているというのは、実際には接種率の方はそんなに変わっておりません。先ほど言ったように、平成27年度の出生者が他の年度よりも多い。その人らが2歳以降になられて接種が一旦おさまったということで下がっているということになります。実際に予算を見るときには、そこまで見れなかったのかなというような、私、予算のときには携わってませんので、そのような感じは伺えます。

以上です。

下村委員長 松村部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの環境課長の答弁の中にもございましたけれども、増田委員がおっしゃるところでございますと、実際に380万円収入になりますよといいながら、380万円の収入を稼ぐためには何ぼの件費なり、何ぼの委託料がかかったんやというようなことやと思ひます。その部分につきましては、古紙や段ボール、古新聞、これだけではなしに、集団回収をお願いしている部分に関しましては、このキロ数でございました。しかしながら、クリーンセンターの

収入の方でもございますけれども、実際には集団回収に出ないで、市の回収してる部分がございます。これが年間で768トンございます。これによって収入が何ぼになりますかといいますと、404万5,020円というのが古紙での収入でございました。これもあくまでも入としてはこの金額が今、決算書の中に上がってるだけでございまして、この中で今、増田委員が言われるように、404万円稼ぐのに何ぼかかったのかという単価としては、今のところ出てないのが実情でございます。先ほど環境課長が答えた中で、当然、わざわざ回収に行くものではないと。定期的な日常の段ボール、古紙の日に収集に当たる量がたまたまふえるだけのキロであろうということで、今、そこの人件費を見ないで、実際には上、下、648万円の差になると。その辺は環境教育の一環として考えておるといふ答弁をさせていただいたという内容でございますので、その辺ご理解いただけたらというふうに思います。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。予防接種のことにに関して、私、気になったのは、不用額の1,700万円が悪いように出ないということであれば問題ないんですけども、減少によって計画より低下してることに對する懸念ということを感じたので質問させていただいた。さほど前年対比、急激な減少でもない、予算化、計画する段階でそういう試算をやったということであれば、ご理解をさせていただきました。

それから、集団回収につきましては、私、集団回収に地域でかかわってるもので、しつこくこだわってるんです。非常に地域の方、地元で出たものを適切に回収業者さんに買い取っていただく共助運動を一生懸命やっていただいて、これ、地元の寿会でやっておられるという、私、資源を再生する意識を高めていただく意味でも、非常に地域の取り組みとしてはいいことかなと。あわせて、市も財政的な負担が軽くなるよと言っていたら一挙兩得かなと思ったんです。そういう回答が欲しかったんですけども、妥当な5円といいますか、助成金やというふうに理解をさせていただきました。どうもありがとうございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

杉本委員。

杉本委員 杉本です。よろしくお願ひします。

私からは、報告書25ページのファミリーサポート事業について利用件数とか書いていただいているんですけども、近年の増減があるのかというのが1つ目お聞きしたいのと、あと、以前の一般質問でもさせてもらったんですけど、その下のこども・若者の1番、虐待予防事業895万1,886円、これは金額はあれとしても、この効果というか成果というか、代表者会議とか会議をいろいろやってはると思うんですけども、どういった内容でどういうことをされてるのかお聞きしたいです。よろしくお願ひします。

下村委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 失礼いたします。子育て福祉課の井上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、杉本委員のファミリーサポート事業の現状について、今までの経緯、利用状況につ

いてお尋ねがあったと思います。そちらにつきまして回答させていただきたいと思います。

まず、会員数につきまして、平成30年8月現在で、援助会員60名、利用会員297名、両方の会員が35名の合計392名の方が登録していただいております。そちらの25ページに載っておりますのは、平成29年度末の状況でございます。平成28年度末でございます。援助会員58名、利用会員が257名、両方会員が30名の345名となっております。

以上でございます。

下村委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎でございます。よろしくお願いたします。ただいまの杉本委員からのご質問にお答えさせていただきます。

現在、虐待対応なんですけども、平成30年3月末の段階で、進行管理会議と申しまして、要保護児童対策地域協議会の方で状況を管理しております件数としまして62件を管理しております。当然のことなんですけども、出たり入ったりといいますか、虐待の可能性が減りましたら管理から外したり、あるいは、通報、通告等がありましたら加えていったりしまして、日々その数につきましては減ったりふえたりしているところが現状なんですけども、平成30年3月末の段階としましては62件管理しております。要保護児童対策地域協議会のことでお尋ねいただいたかと思うのですが、要保護児童対策地域協議会の中で、おっしゃっていただきましたように、その虐待予防、防止に関する各機関が集まりまして代表者会議を持ちまして、当然、各機関の担当者の顔の見える関係の方をつくっていております。こちら、昨年度、年1回実施させていただきまして、あと、実務者会議としまして進行管理会議、先ほど申しました平成30年3月末の段階では62件のケースにつきまして、各機関の実務者が集まりまして、その状況について情報交換等を進めております。

要保護児童対策地域協議会におきましては、高田警察署、担当は生活安全課になります。あるいは、奈良県の高田こども家庭相談センター等にも参加していただきまして、成果報告書にありますように、必要に応じて個別ケース会議等も開かせていただいております。会議以外でも必要に応じて連絡をとり合いまして、また、こども・若者サポートセンターの方からも、警察署でありますとか、あるいはこども家庭相談センターの方にも出向きまして、担当者同士、顔の見える関係をつくりまして、常に連携がとれるように努力しております。

以上です。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。この前も一般質問させていただいて安心はしてるんですけども、引き続きよろしくお願しておきます。

以上です。

下村委員長 委員に聞きたいんですが、定刻の5時となっておりますけれども、まだ3款、4款で質問等ございますか。

(「はい」の声あり)

下村委員長 わかりました。

それでは、ちょうど定刻5時になりましたので、また質疑はあずしていただいたら結構で

ございます。本日はこれにて委員会を終了いたします。なお、あす19日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。本日はどうもご苦労さまでした。

延 会 午後5時00分